



コミュニティ構想 ver.2

(みんなが主役のまちづくり編)



市民と行政のパートナーシップで、自治力みなぎるコミュニティ

～地域の絆が未来を拓く、みんなが主役のまちづくり～

平成 29 年 3 月

福岡県大野城市

パートナーシップによるまちづくりの推進に向けて

大野城市では、昭和 42 年に地域の絆づくりの一環として「まどか運動」を実施したことを皮切りに、本格的にコミュニティによるまちづくりに着手し、約 50 年の間、本市の基盤を支える重要施策として取り組んで参りました。

平成 20 年6月に策定した「コミュニティ構想（人づくり・地域づくり編）」では、大野城市の未来像として重要なポイントとなる「人」と「地域」をキーワードに、さまざまな事業を実施し、他自治体には例を見ない先進的な施策を展開してきたところです。



また、コミュニティ構想策定から8年が経過し、さまざまな施策を展開する中で、少子高齢化や核家族化、住民ニーズの多様化・高度化、地方分権のさらなる推進など、地域コミュニティを取り巻く環境が大きく変化してきたことに伴い、新たな課題が浮上し、それらの解決のための新たな仕組みづくりや見直しを行う必要性が求められています。

今回のコミュニティ構想の改訂は、これらの新たな課題の解決やこれまで推進してきた施策のステップアップのための仕組みづくりに視点を置き、まちづくりの主人公である市民が活動しやすい環境を整えることを前提として進めてきました。

今後、今を生きる市民一人一人が、これまで培ってきた『市民力』を結集させ、先人たちが自らの手で築いてきた『ふるさと大野城』をさらに進化させ、次代につないでいく必要があります。

コミュニティによるまちづくりは、本市の根幹を担う最も重要な施策ともいえます。この構想に掲げている目指すべきコミュニティ像「市民と行政のパートナーシップで、自治力みなぎるコミュニティ」は、大野城市に関わる全ての人の理解と連携、共働なくしては実現できません。市民と行政が手を取り合い、相互理解のもと、それぞれの役割を果たし、目指すべきコミュニティ像の実現に向けたさらなる一歩を共に踏み出して参りたいと考えております。市民の皆さまには、この構想の趣旨をご理解いただき、一層のご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

結びに、構想の改訂にあたり、貴重なご意見やご提案を賜りました多くの皆様に深く感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

大野城市長 井本宗司

《 目 次 》

第 1 章 構 想 編

I. はじめに	1
1. これまでの取り組み	
2. 構想の目的	
❖ まちづくりのあゆみ	
II. 構想の位置付け	3
III. コミュニティを取り巻く現状と課題	4
1. 社会的背景から見えてくる6つの現状と課題	
2. 6つの課題を解決するために行ってきた主な取り組み	
IV. 目指すべきコミュニティ像（基本目標）	7
V. 基本目標実現のための基本となる考え方	8
VI. パートナーシップによるまちづくりの方向性	10
1. 新たに見えてきた課題	
2. パートナーシップによるまちづくりの推進	
3. パートナーシップによるまちづくりのポイント	
4. パートナーシップによるまちづくりのイメージ	
VII. 都市内分権の推進によるまちづくりの方向性	14
1. 新たに見えてきた課題	
2. 都市内分権の推進によるまちづくりの推進	
3. コミュニティ分権・行政内分権のポイント	
4. 都市内分権の推進によるまちづくりのイメージ	
VIII. コミュニティ構想の実現のために	20
1. 各主体に期待する役割	
2. 構想の実現に向けたまちづくりのイメージ	
3. 「PDCAサイクル」の考え方	
4. 構想の目標年次	

第 2 章 プラン 編

I. 実行プランの構成	27
II. 数値目標	31
III. 実行プラン	32
1. パートナーシップの構築	
2. 都市内分権の推進	

第 3 章 資 料 編

I. コミュニティ構想見直し内容一覧	53
II. 用語解説	55
III. 旧構想実行プラン進捗状況一覧	61
IV. コミュニティ構想 ver.2（みんなが主役のまちづくり編）策定の検討経過	79



このコミュニティ構想 ver.2（みんなが主役のまちづくり編）の中では、平成 20 年度に策定したコミュニティ構想を「旧構想」と表記し、今回見直したコミュニティ構想を「新構想」と表記しています。

注）※の表示がある用語は、55～60 ページに解説を掲載しています。
なお、※の表示は該当する用語が初めて出てきた箇所にも記載しています。

第 1 章

構 想 編

I. はじめに

1. これまでの取り組み

大野城市のコミュニティ都市としての発展のきっかけは、今から約50年前に遡ります。当時の大野城市は、昭和40年代以降の人口の増加に伴い、地域^{*}のつながりの希薄化が懸念されはじめたことから、住民^{*}同士の心と心の融和を図るために、まどか運動^{*}を提唱し、地域ぐるみで新しいまちづくり^{*}を推進することとなりました。

昭和46年には、南地区コミュニティ^{*}が総務省（旧自治省）からモデルコミュニティ地区の指定を受け、昭和50年に北地区、昭和51年には東地区が福岡県からモデルコミュニティ地区の指定を受けました。

こうして、市民^{*}と行政が相互に協力し、住民に連帯意識や郷土意識が備わるような「おおの山城大文字まつり」や「まどかりンピック」などの行事が実施されることで、大野城市は全国でも先進的なコミュニティ施策を行うコミュニティ都市として発展してきました。

このような中、大野城市のコミュニティ^{*}のかたちを明確にするため、平成7年度にはコミュニティ活動^{*}の拠点整備を柱とした「コミュニティ推進構想」を策定、平成20年度には大野城市の将来像を明確にした「コミュニティ構想（人づくり・地域づくり編）」やその構想実現のための具体的施策を示した「新しいコミュニティのかたちアクションプラン」を策定し、大野城市の持つコミュニティ力^{りょく}を活かしたさまざまな取り組みを行ってきました。

2. 構想の目的

大野城市では、旧構想を策定した平成20年度以降、大野城市の未来像として重要なポイントとなる「人」と「地域」をキーワードにさまざまな事業を実施してきました。

このたび、旧構想の策定から8年が経過し、目標年次を迎えたことから、現在の社会情勢や地域の実情・課題を踏まえ、今後のまちづくりのあり方や構想推進のために必要なこと、具体的な取り組みなどについて改めて整理しました。

新構想では、これまで実践してきたさまざまな施策のさらなるステップアップのための仕組みづくりを中心に、市民一人一人がまちづくりに参画^{*}しやすい環境を整えることを基本として、構想内容の見直しを行っています。

大野城市では、今後も市民誰もが「ふるさと大野城」に愛着を持ち、ずっと住み続けたいくなるようなまちづくりを進め、大野城市に関わる全ての人が「共働^{*}」を実感できる社会の実現を目指します。



まちづくりのあゆみ

昭和40年代

地域ぐるみで新しいまちづくり

『まどか運動』や『まどか文化祭』などで住民同士の心の融和を図り、地域ぐるみで新しいまちづくりに取り組みました。



まどか運動推進大会
(昭和42年4月2日)

昭和50年代

地域ぐるみで新しいまちづくり

『おおの大文字まつり』や『まどかリンピック』、『まどか芸能祭』の開催など、住民の連帯意識や郷土意識の醸成に取り組みました。

平成7年度

コミュニティ推進構想策定

コミュニティ活動の拠点となる施設の整備を進め、コミュニティセンターの機能充実を図り、住民活動の場の拡大に取り組みしました。

平成20年度

コミュニティ構想 (人づくり・地域づくり編)策定

『パートナーシップ*』と『都市内分権*の推進』によるまちづくりを将来像として描き、まちづくりに必要な『人づくり』と『地域づくり』のあり方を明確にしました。

平成22年度

新しいコミュニティのかたち アクションプラン策定

コミュニティ構想(人づくり・地域づくり編)の実現のための取組内容を示し、各種制度を構築のうえで事業を展開してきました。また、コミュニティ協議会*やパートナーシップ活動支援センター*を設置し、コミュニティ施策の基盤づくりを行いました。

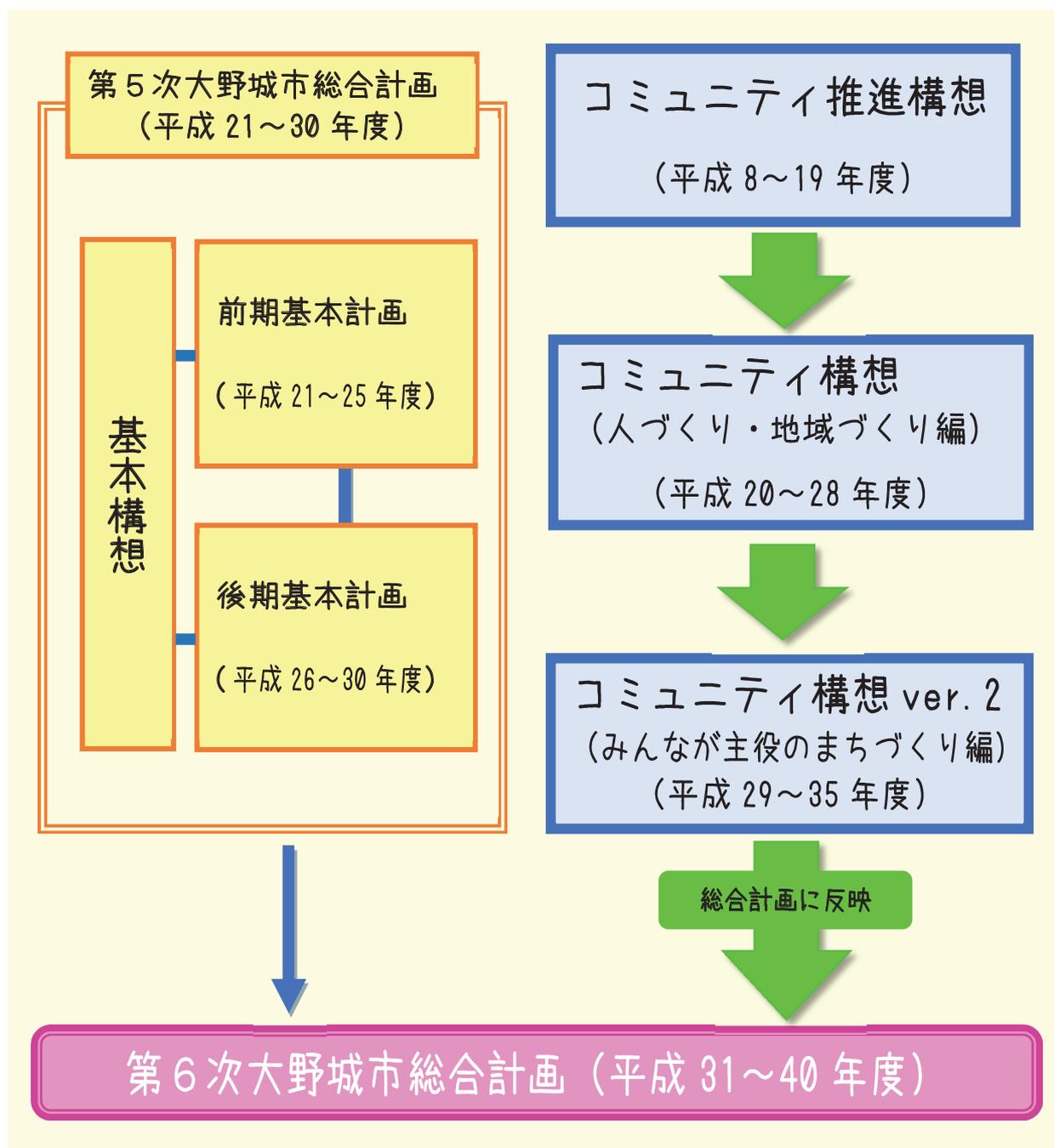


南パートナーシップ
活動支援センター受付窓口

Ⅱ. 構想の位置付け

「コミュニティによるまちづくり」は、大野城市のまちづくりの根幹を成すものです。今回の構想の見直しにあたっては、大野城市の目指すべき都市将来像やまちづくりの方針を示す最上位計画である「第5次大野城市総合計画」との整合性を図るとともに、今後新たに策定に着手する「第6次大野城市総合計画」も見据えて検討を進めてきました。

したがって、この構想の考え方は、「第6次大野城市総合計画」におけるまちづくりの方向性においても基調となるものとして、十分に整合性を図ったうえで、その趣旨を次期総合計画に反映させるものとします。



Ⅲ. コミュニティを取り巻く現状と課題

1. 社会的背景から見えてくる6つの現状と課題

旧構想では、社会情勢の変化を踏まえて、コミュニティによるまちづくりに取り組むうえでの6つの社会的背景とそれらを踏まえた課題解決のための考え方を整理し、さまざまな取り組みを行ってきました。

今回、新構想の策定にあたり、旧構想策定時に整理した社会的背景は、現在もなお地域の現状として存在している状況です。

そのため、これら6つの現状に対しては、これまで以上に真摯に向き合い、多方面から一体的かつ効果的・効率的な取り組みによって、解決の方向へと導く必要があります。

(1) 地域コミュニティの希薄化

核家族化や単身世帯の増加、住民の流入出の激化などの社会環境の変化が大きな要因となり、従来は地域で解決できていた福祉分野などを中心とした課題を、行政サービスによって解決していくという状況が生まれました。

このことにより、地域における住民同士の連携の必要性が失われ、結果として地域住民間のコミュニケーションの機会が減少し、地域コミュニティの希薄化の加速につながりました。

(2) 地域での問題解決機能の縮小

高度経済成長期を境として、道路・公園・河川などの公共施設の管理、さらに近年ではこれまで家族や地域によって支えられてきた子育てや介護などの福祉分野における地域課題の解決においても、行政への依存傾向が強まっています。それと同時に地域の中で培われてきたルールや仕組みについても、個人の価値観の多様化、あるいは住民の流動化などから、その機能が縮小してきています。

(3) 地縁・地域型組織を取り巻く環境の変化

区（自治会）^{*}などの地縁・地域型組織では、社会環境の変化に伴う定年延長や共働き世帯の増加などにより、区役員の高齢化や固定化などの組織的課題が生じています。また、これと併せて、地域の構成員としての自覚の欠如や自治活動^{*}・コミュニティ活動に関わることで生じる負担感の増大などから、活動に対して積極的になれず、結果として活動の担い手の不足や参加・参画者の減少などの問題も生じています。さらに、借家率が高い地区コミュニティでは、区（自治会）加入率の低下傾向も懸念され、これまで以上に活動の担い手が不足する恐れがあります。

(4) 行政が担う事務の限界

少子高齢化に伴う人口減少社会が到来し、市税収入が減少していく今後は、公共サービス^{*}の全てを行政のみが担うという従来の認識のままでは、質的にも量的にも、サービスの提供が困難になる恐れがあります。

(5) 住民自治の高まり

阪神・淡路大震災をきっかけとして、地域コミュニティのつながりや市民ボランティア^{*}のあり方が重要視され、東日本大震災や熊本地震など自然災害発生時には、改めてその必要性の声が高まりました。

また、震災などで被災し、ライフラインが遮断された状況のもと、まず機能したのは「ご近所同士の支え合い」や「地域のつながり」であり、その支え合いやつながりが強いほど、その後の復興が早かったと言われています。

このような背景もあり、コミュニティ活動や地域の特性に合わせたまちづくりの必要性と併せて、「地域の運営は、その地域の住民の意思によって行われる」という住民自治^{*}の考え方が、広く再認識されるようになりました。

(6) 求められる個性あるまちづくり

地方分権が進展する中で、個性や魅力にあふれるまちづくりを進めるためには、「地域の特性を活かしたまちづくり」や「地域を知り、地域に愛着を持つ市民によるまちづくり」が必要となっています。

2. 6つの課題を解決するために行ってきた主な取り組み

- ◇地域行政センター※の設置
- ◇パートナーシップ活動支援センターの設置
- ◇コミュニティ協議会の設置
- ◇使ってバンク制度※の構築と活用
- ◇サロン事業※の実施
- ◇コミュニティ活動応援ファンド事業※の実施
- ◇買物代行「ごきげんお届け便」※の実施
- ◇共働提案事業※の実施
- ◇市役所の仕事まかせんしゃい事業交付金制度※の実施
- ◇コミュニティ担当職員制度※の構築
- ◇コミュニティ推進委員制度※の構築
- ◇職員コミュニティ隊※の設立
- ◇地域活動インターンシップ研修制度※の設立
- ◇コミュニティセンター・公民館ホームページの創設 など



地域活動インターンシップ制度による職員派遣
(区(自治会)の夏祭りにおける司会担当)



使ってバンク制度に登録したボランティア
「おタスケさん」の活動



コミュニティ活動応援ファンド事業で取り組んだ筒井・錦町のシャッターアート
(筒井・錦町にぎわいのまちづくり事業)



職員コミュニティ隊による落書き消しボランティア活動

※上記の事業の詳細は、資料編の旧構想実行プランの進捗状況一覧(61~78ページ)に記載しています。

IV. 目指すべきコミュニティ像（基本目標）

コミュニティ構想を策定した平成20年度から、コミュニティを取り巻く環境も厳しさを増し、策定当時とは違った新たな課題が浮き彫りになってきました。これらの課題解決のために、これまで市民が築き上げてきた『コミュニティ都市“大野城”』を土台に、地域資源*である“コミュニティ力^{りょく}”を原動力として、市民が主役のまちづくりをさらに進化させていくことが必要と考えます。

そのため、新構想においても目指すべきコミュニティ像（基本目標）として定めた「市民と行政のパートナーシップで、自治力*みなぎるコミュニティ」はそのまま引き継ぎ、「いきいきとまちが輝く、人づくり・地域づくり」というサブタイトルは、「市民が主体的に関わり、市民の手で自分たちのまちをつくる」という新構想が目指す新たなステージの姿を表した「地域の絆が未来を拓く、みんなが主役のまちづくり」に変更し、パートナーシップによるまちづくりのさらなる進化を目指す姿勢を明らかにします。

《 目指すべきコミュニティ像（基本目標） 》

市民と行政のパートナーシップで、自治力みなぎるコミュニティ
～ 地域の絆が未来を拓く、みんなが主役のまちづくり ～

この基本目標のもと、地区コミュニティにおいて、市民と行政が相互の連携をさらに深めるとともに、「市民自らが住んでいる地域のまちづくりに関わる仕組み」と「まちづくりの主役である市民の意思とコミュニティ力^{りょく}が効果的に発揮される仕組みづくり」をさらに進めることで、市民の満足度を高めることにつなげます。



V. 基本目標実現のための基本となる考え方

新構想では、「IV 目指すべきコミュニティ像（基本目標）」に掲げた「自治力みなぎるコミュニティ」の実現に向けて、旧構想で示した4つの基本となる考え方（①市民が主役の地域経営、②進化する4つのコミュニティ、③パートナーシップの構築、④都市内分権の推進）や、これまでの取り組みの検証を踏まえ、引き続き次の3つの考え方を基本にさまざまな取り組みを行っていきます。



基盤となる地区コミュニティのエリア ～進化する4つのコミュニティ～

大野城市では、これまで市内の4つの地区コミュニティそれぞれに設置しているコミュニティセンターを拠点として、地区コミュニティそれぞれが主体的になって特徴あるまちづくりを進めてきました。今後もこのコミュニティエリアを基盤として、さらなる「自治力みなぎるコミュニティ」の実現に向け、地域住民自身の手によって次代を見据えた地区コミュニティが「さらに進化した4つのコミュニティ」として形成されることが求められています。



パートナーシップの構築 ～パートナーシップによるまちづくり～

これからのまちづくりには、「市民同士」や「市民と行政」のそれぞれが役割を分担し、得意分野を活かしながら連携・補完し合い、解決することができなかった課題を一緒に解決していくための“パートナーシップの構築”が重要です。

パートナーシップの構築が進むことで、これまで地域が培ってきた「多彩な市民力」と行政が持つ「多様な職員力」の融和による相乗効果が生まれ、大野城市が目指す「自治力みなぎるコミュニティ」の実現につながります。この仕組みを活かしたまちづくりを“パートナーシップによるまちづくり”といいます。

考え方③

都市内分権の推進

～都市内分権の推進によるまちづくり～

多彩な市民力や多様な職員力を活かして、地域の個性と魅力あふれる大野城市の「まちづくり」を推進するために、

- ①市民により近いところで行うまちづくり
- ②地域の特性を活かしたまちづくり
- ③地域に愛着を持つ市民によるまちづくり

の3つのまちづくりを進めていく“都市内分権の推進”が必要です。

都市内分権の推進によって、地域の実情や特性を踏まえたサービスを市民に近いところで効果的・効率的に提供することや、市民自らが主体的にまちづくりに参加することが可能となり、市民満足度の高い地域運営の実現につながります。

この仕組みを活かしたまちづくりを“都市内分権の推進によるまちづくり”といいます。



コミュニティ構想見直し
に向けた意見交換会



地区コミュニティごとに行われる
総合避難訓練の事前打ち合わせ



コミュニティセンターで
開催されているサロン事業



コミュニティセンターの外観
(北コミュニティセンター)

Ⅵ. パートナーシップによるまちづくりの方向性

1. 新たに見えてきた課題

パートナーシップによるまちづくりを進めていくうえで、地域住民のニーズや課題を整理するため、地域でコミュニティ活動を行っている「コミュニティ運営委員会」やパートナーシップ活動支援センターの管理・運営を行っている「NPO 法人共働のまち大野城各コミ^{*}」を対象とした「意見交換会」や「市民アンケート調査」を実施した結果、以下の2つの課題が見えてきました。

(1) 情報と課題の共有

地区コミュニティでは、多くの団体がコミュニティ活動を行っています。しかし、自らが関わっている団体以外の団体が同じ地区コミュニティ内でどのような課題意識を持ち、そのためにどのような活動を行っているかが分かりづらく、団体間の情報と課題の共有化が図られていない状況です。各団体の活動がより充実したものとなるように、地区コミュニティにおける現状と課題、発展に向けた方向性が明確に示され、地域住民に対する情報提供を充実させることで、コミュニティ力は一層向上するものと考えます。

(2) 担い手不足の解消

自治活動を担う区（自治会）は、一部の地域住民によってつくられたものではなく、そこに住む住民の総意でつくられた組織です。地域の発展を図るためには、何よりもそこに住む地域住民の積極的な自治活動への参加が必要です。区（自治会）は、地域住民のさまざまな要望に対し、環境整備活動や福祉活動・親睦活動、そして住民生活に関する行政への協力など多種多様な活動を行っており、コミュニティを形成するうえで欠かすことのできない重要な役割を担っています。

しかし、現状として少子高齢化やライフスタイルの変化、自治活動に対する理解不足などの理由によって、区（自治会）加入率の低下や活動の担い手不足などの課題が山積しており、地域住民の意識改革や活動への参加意欲向上のための対策を行うことが必要です。

2. パートナーシップによるまちづくりの推進

「1. 新たに見えてきた課題（10 ページ参照）」を踏まえ、パートナーシップによるまちづくりを具体的に進めていくために、以下の方向性に沿ってさまざまな取り組みを行います。



◆パートナーシップに関する意識づくりや普及・啓発

- 市民と市民、市民と行政の間で、「大野城市をもっと住みよいまち※にしていこう」という気運を高めるために、まちづくりの目標やビジョンを共有します。
- そのためには、市民や市職員が基本目標やパートナーシップによるまちづくりの考え方を理解し、それに基づいて行動できるように、地域や学校、家庭、行政など、あらゆる場でパートナーシップ意識の普及・啓発に取り組みます。



◆情報の共有化

- 市民と市民、市民と行政の相互理解を深めることによって、お互いのコミュニケーションを促進し、実効性のあるパートナーシップが構築できるよう情報提供、情報交換、情報共有を行う仕組みづくりに取り組みます。
- 単なる情報の提供・共有だけでは不十分であり、そこにある課題やその解決方法を明確にし、共有することに取り組みます。



◆事業の評価と情報公開

- 市政情報を市民に分かりやすい内容で積極的に提供します。
- 大野城市が導入している行政評価制度により、政策決定から事業実施、事後評価、見直しという事業推進における過程全体を通して市民が関わる場を設けるなど、多様な参加機会や参加形態を提供し、従来の市民参加・参画から一歩進んだ市民とのパートナーシップによる市政運営に取り組みます。



◆地域で活動しやすく参加しやすいシステムづくり

- 多彩な市民力を活かすためのシステムをつくります。
 - 地域における人材育成や、人的資源の活用をさらに図るとともに、パートナーシップ活動の財政的支援のための新たな助成金制度を構築するなど、活動の支援・充実に取り組みます。
 - これまで市民活動^{*}に参加したことがない市民にとっても参加しやすいシステムを構築し、活動への参加促進を図りながらパートナーシップの重要性の普及啓発に取り組みます。

- 多様な職員力を活かすためのシステムをつくります。
 - パートナーシップを基本とした新たなまちづくりに対する市職員の意識改革を進め、行政各部門のパートナーシップによるまちづくりの理解度や具体的な取り組み度合などの差異をできるだけ少なくし、また、まちづくりに対するアドバイスやコーディネート^{*}能力などを備えた市職員を育成するために、実践的な手法による研修を実施します。
 - 市職員が持つ知識やスキルを活かして、積極的なコミュニティ活動への参画を促進します。
 - 市職員が、地区コミュニティを単位として取り組まれる地域のまちづくり活動に意欲的に参画し、経験と実践を積むことで、大野城市のまちづくりに関わる一員としての強い自覚と、市民と共に行動するプロフェッショナル意識を持った人材の育成に取り組みます。

3. パートナーシップによるまちづくりのポイント



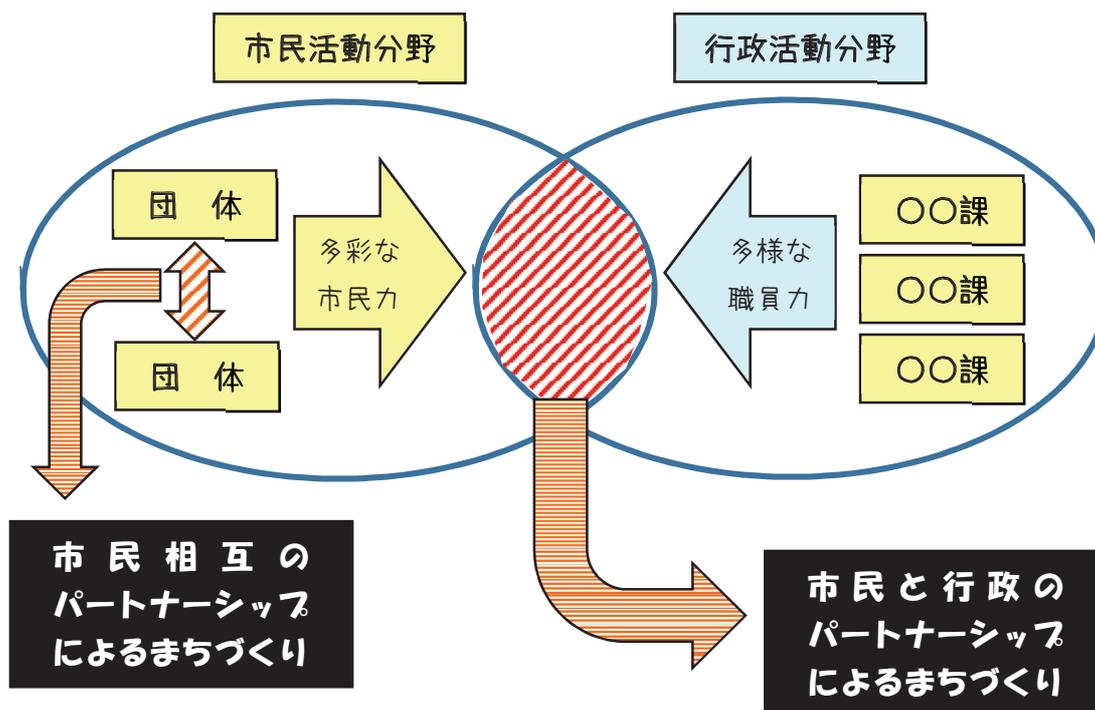
◆市民公益活動*促進のためのプラットフォームの構築

パートナーシップによるまちづくりの推進にあたっては、コミュニティ活動の情報や課題の見える化を図り、まちづくりの担い手である市民や団体が積極的に参加できる仕組みづくりが求められています。

そのためには、さまざまな分野において、地域で活動している団体が、どのような分野で課題に取り組み、どのような活動が行われているかなど、活動全体の見える化を図るとともに、お互いが情報の提供や交換を行い、情報を共有できる場が必要です。それらを総合的に連携させ効果的に運用していく「基盤となる仕組み＝プラットフォーム」の構築を目指します。

このプラットフォームでは、誰もが参加しやすい市民公益活動の環境づくりに取り組み、これまで市民活動に参加したことがない市民の活動への参加を促進し、パートナーシップのまちづくりにつなげていきます。

4. パートナーシップによるまちづくりのイメージ



Ⅶ. 都市内分権の推進によるまちづくりの方向性

1. 新たに見えてきた課題

これまで、大野城市で進めてきた都市内分権は「コミュニティ分権^{*}」と「行政内分権^{*}」という2つの分権に分けられますが、今後も引き続きこの2つの分権を一体的に推進していくこととします。

また、都市内分権の推進によるまちづくりを進めていくため、「Ⅵ パートナーシップによるまちづくりの方向性」の「1. 新たに見えてきた課題（10ページ参照）」の記述と同様に、「意見交換会」や「市民アンケート調査」の結果から、以下の3つの課題が見えてきました。

（1） コミュニティ協議会の組織の見直し

地区コミュニティ単位で、コミュニティ運営委員会、パートナーシップ活動支援センター、地域行政センターの三者の調整機関としてコミュニティ協議会を設置していますが、十分にその機能が果たされていない現状があるため、コミュニティ協議会の機能強化や役割の見直しを核とした組織の再編成を行うことが必要です。

（2） パートナーシップ活動支援センターの機能強化

各地区コミュニティには、中間支援組織^{*}という位置付けで、パートナーシップ活動支援センターを各コミュニティセンター内に設置しています。

パートナーシップ活動支援センターは、コミュニティセンターの管理をはじめ、共働を進めるうえで、市民と市民、市民と行政などの間に立って、そのパイプ役として中立的な立場でそれぞれの活動の支援を行うことを主な役割としています。しかし、中間支援組織として十分に機能していない現状があるため、この機能の充実を図り、各種団体^{*}が活動しやすい環境を整えることが必要です。

（3） 地域行政センターの機能強化

地域行政センターは、地域に身近な行政サービスを総合的に提供し、地域の個性や特徴を活かしたまちづくりを進めるために、各コミュニティセンター内に設置された行政組織です。住民票の交付などの市役所の支所のような機能も有していますが、中間支援組織であるパートナーシップ活動支援センターへの指導・助言など、地域行政センターの本来の設置目的である「特色あるコミュニティづくり」を担う行政機関としての総合的なコーディネート^{りょく}などの機能強化を図ることが必要です。

2. 都市内分権の推進によるまちづくりの推進

「1. 新たに見えてきた課題（14ページ参照）」を踏まえ、“都市内分権の推進によるまちづくり”を具体的に進めていくために、次の方向性に沿ってさまざまな取り組みを行います。

◆地域力のさらなる伸長

- 都市内分権を推進することは、地域が抱えるさまざまな課題を、地域自らが解決していくための起爆剤となります。

長い歴史の中で昔からその地域に蓄積され、今も存在している地域資源を活用することで、地域力をさらに伸ばすような新たな取り組みを行います。



◆「コミュニティ分権」「行政内分権」の一体的な推進

- 「地域の課題は、地域で解決する」ためには、地区コミュニティにおける個別の課題を共有すると同時に、課題解決のための目標も共有する必要があります。市内4つの地区コミュニティに組織されているコミュニティ協議会の再編成を行い、地区コミュニティのまちづくりの中心的な役割を担っているコミュニティ運営委員会を組織的に進化・発展させた「(仮称)まちづくり協議会」を中心に、地域自らの判断と責任においてまちづくりを行っていくための環境を整えます。
- 地区コミュニティが自立すればするほど、まちづくりに関わる行政サービスも地域に身近なところで提供される体制へと変化せざるを得なくなります。そこで、地区コミュニティにあるコミュニティセンター内に設置している市の組織「地域行政センター」を市役所の出張所のようなイメージから脱却させ、まちづくりを専門とする市の組織となるような新たな改革を行います。
- 「コミュニティ分権」と「行政内分権」は、どちらも欠かすことができない重要な取り組みです。この2つの分権のバランスをしっかりととりながら、一体的に推進します。

◆市民・市職員の意識改革

- 大野城市では、これまでコミュニティ協議会やパートナーシップ活動支援センター、地域行政センターを設置し、都市内分権の推進に取り組んできましたが、実際に地域のまちづくりに関わる市民や市職員の「パートナーシップによるまちづくり」への理解が深まっているとは言えない状況です。
- 市職員は地区コミュニティを中心としたまちづくり活動を対等な立場で、共に担っていくことが求められていることから、市職員の意識改革は、パートナーシップによるまちづくりの重要な要素となります。
- 都市内分権を次なるステージへと展開していくために、都市内分権の基本的な考え方を市民や市職員が十分に理解できるような意識改革をさらに進めます。



3. コミュニティ分権・行政内分権のポイント

コミュニティ分権のポイント!! その1



◆ (仮称) まちづくり協議会の設立

コミュニティ分権の推進にあたっては、「地域の課題は地域で解決する」という考えを前提として、「自分たちが住む地域の将来像や解決すべき課題」を地域住民みんなで共有し、地区コミュニティの個性や特徴、地域資源を活かしながら、目標に向かって地区コミュニティが一体となって取り組んでいくこととしています。

その取り組みを現実のものとするためには、まちづくりの主役である地域住民の考えや思い、願いが地域のまちづくりに反映される仕組みづくりが必要となります。

そのため、地域住民自身の手によって、次代を見据えた地区コミュニティが形成される組織づくりのために、現在「自助」「共助」「公助」^(注)を担う3つの組織の総合調整機関であるコミュニティ協議会の再編成を行い、地区コミュニティのまちづくりの中心的な役割を担っているコミュニティ運営委員会を組織的に進化・発展させたまちづくりの実施部隊である「(仮称)まちづくり協議会」の設立を目指します。

(注) 上記表内の「自助」「共助」「公助」に関する解説は、25ページに記載しています。

コミュニティ分権のポイント!! その2



◆ コミュニティ別まちづくり計画*の策定 ～地域住民が主役のまちづくり～

地域住民が自ら住む地域の課題を出し合い、地区コミュニティの目指すべき将来の姿を共有したうえで、地区コミュニティが一体となったまちづくりを推進していくためには、まちづくりの方向性を示した「コミュニティ別まちづくり計画」の策定が求められます。

計画の策定にあたっては、多くの地域住民が参画し、地域課題の解決や目指すべき将来の姿の実現のため、地域で活動する団体が持つ特性やノウハウなどを一極集中させ、効率的かつ効果的で即時性をもった計画とすることが重要です。

そのため、この計画の実施主体を、(仮称)まちづくり協議会が担うことで、この構想の基本目標に掲げている「みんなが主役のまちづくり」の実現につながります。

コミュニティ分権のポイント!! その3



◆パートナーシップ活動支援センターの機能強化

～中間支援機能の強化～

大野城市では、4つの地区にあるコミュニティセンターを「パートナーシップによるまちづくり」の拠点施設として位置付けており、その組織機能と施設機能の充実・強化が必須です。

そのため、コミュニティセンター内に設置しているパートナーシップ活動支援センターは、「市民相互のパートナーシップ」や「市民と行政のパートナーシップ」の構築を見据えて、多様な活動主体をコーディネートする「中間支援組織」として必要不可欠な役割を担っています。

そのパートナーシップ活動支援センターでは、ボランティア団体・人材の育成や情報の集約のほか、「ボランティア・NPO*同士」や「ボランティア・NPO同士と行政」などの各種団体の中に入った仲介役として、連絡調整やコミュニティ活動における地域住民の参画の場を提供するなど、地区コミュニティでのコミュニティ活動、ボランティア活動に対する十分な支援を行うことが求められます。

今後、コミュニティ分権をさらに進めていくには、4つのパートナーシップ活動支援センターの指定管理者*の指定のあり方を見直すとともに、機能の強化、事業の見直しや再検討が重要な要素となります。

行政内分権のポイント!!



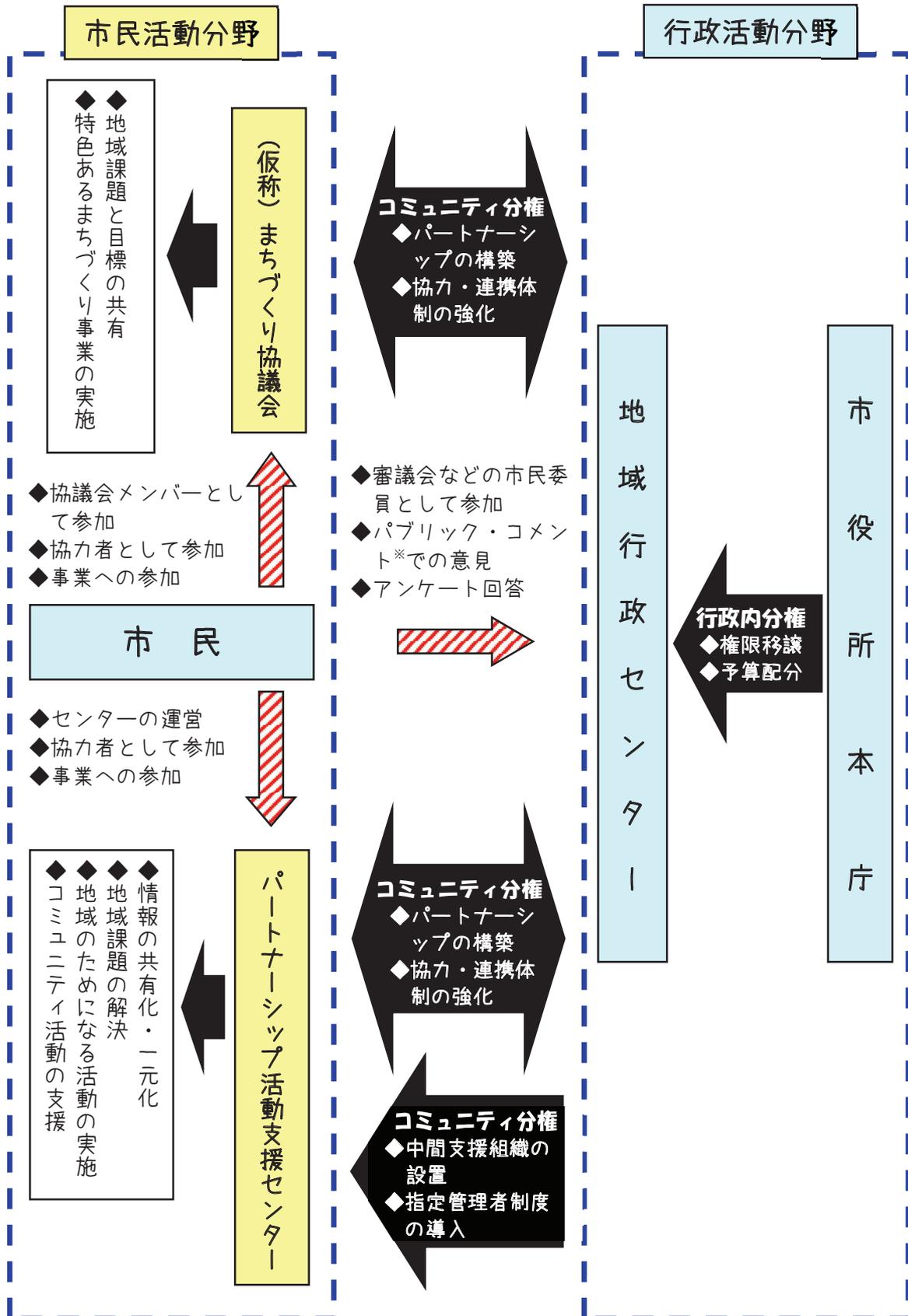
◆地域行政センターの機能強化

～コーディネート機能の強化～

コミュニティセンター内には、市民により身近なところで行政サービスを行い、市民満足度の向上とコミュニティ活動の活発化を図るための行政の地域拠点として、地域行政センターを設置しています。

地域行政センターには、「パートナーシップによるまちづくり」の拠点施設として位置付けているコミュニティセンターにおける、地域のまちづくりの総合的なコーディネーターとしての役割が求められています。地区コミュニティでまちづくりを行う（仮称）まちづくり協議会やパートナーシップ活動支援センターのコーディネートを担うことで、これまで以上にコミュニティ活動が活発化し、地域力アップにつなげるとともに、地域行政センターの機能強化や、職員のスキルアップを図る必要があります。

4. 都市内分権の推進によるまちづくりのイメージ



VIII. コミュニティ構想の実現のために

大野城市の目指すべきコミュニティ像の実現にあたっては、まちづくりに携わる各主体がそれぞれの担うべき役割を理解したうえで、互いに対等な立場で連携・補完・協力しながらコミュニティ活動を実践していくことが重要な要素となります。

また、各主体がコミュニティ活動を行っていくにあたり、PDCAサイクル※の考え方を基本とすることについても、目指すべきコミュニティ像の実現の重要なポイントとなります。

このPDCAサイクルの考え方にに基づき、コミュニティ活動のプラン立てや実行、その後の評価・検証、プランの練り直しを継続的に行い、さらにそのサイクルを何度も回し続けることで、目指すべきコミュニティ像の実現につながります。

1. 各主体に期待する役割



◆地域住民の役割

- 地域の一員として、自らが住む地域に関心を持ち、自治活動などに積極的に参加します。
- 「自分たちの地域は、自分たちでつくる」という自治意識を持ち、地域住民自らが地域課題の解決に対して積極的に取り組みます。
- コミュニティ活動やボランティア活動などを通して、自らが持つ知識やスキルを社会貢献活動やまちづくりに活かします。
- パートナーシップの考え方を十分に理解し、地域住民同士で支え合う社会づくりに貢献します。



◆区（自治会）の役割

- 地域住民が抱える課題を集約し、ニーズを把握したうえで、自主性の高い自治活動を実践します。
- 地域住民にとって一番身近なコミュニティ活動の場として、住民の親睦や融和を目的とした住民相互のコミュニケーションの場を提供します。
- これまで培ってきたノウハウや地域固有の視点を活かした自治活動の充実を図ります。
- 各種団体やNPO、学校などとの連携をはじめとして、広く地域住民の参画を図りながら、地域のまちづくりやパートナーシップによる活動の推進役を担います。
- 青少年や団塊の世代（アクティブシニア）^{*}のコミュニティ活動への参画促進や、世代間交流の場の提供を行い、地域住民がまちづくりに積極的に関わることができる十分な環境を整え、まちづくりに対する気運を高めることに努めます。



◆コミュニティ活動団体・NPOなどの役割

- 培ってきた専門性、先駆性、機動性などを活かし、地域のまちづくりに積極的に参画します。
- 多様化する地域住民のニーズに応え、幅広い公共サービスを担います。
- 単独で取り組むよりも効果が望まれる活動は、区（自治会）や（仮称）まちづくり協議会、市などの他の主体と積極的に協力・連携・共働し、地域のさらなる発展につなげます。
- 自らの活動情報を積極的に発信することで、地域住民のコミュニティ活動への意欲を高め、社会参画のきっかけをつくります。



◆企業・事業所などの役割

- 地域の一員として、社会貢献活動やまちづくりに積極的に参画します。
- 専門的で多分野にわたる資源（資金・人材など）を活かして、区（自治会）や（仮称）まちづくり協議会、コミュニティ活動団体・NPOなどを支援します。
- コミュニティ活動やコミュニティビジネス*などを行う地域住民や団体に対して、持っている情報や技術、ノウハウなどを提供し、育成機能を発揮します。



◆学校の役割

- 学校運営協議会*の機能をさらに拡大・充実させ、学校教育での地域資源の活用や地域住民とのつながりの創出を行います。
- 地域に対して積極的な情報公開を行い、開かれた学校運営を目指します。
- ふるさと学習を通して、ふるさと愛の醸成に努め、次代の地域の担い手育成の一端を担います。



◆（仮称）まちづくり協議会の役割

- 地域住民や各種団体などを結ぶネットワークを構築し、地区コミュニティ内のコミュニティ活動の取りまとめ役を担います。
- 地区コミュニティの目指すべき姿や、解決すべき課題を「コミュニティ別まちづくり計画」として取りまとめ、地区の目標・課題を地域住民みんなで共有します。
- 策定された「コミュニティ別まちづくり計画」の進捗管理や計画に掲げられた事業の実施を行います。
- 地域の融和や親睦を深める活動、地区コミュニティの特性を活かした独自事業を実施します。
- 地域の団体などに属していなくても、まちづくりに参加したいという志を持つ地域住民が（仮称）まちづくり協議会に参加できる新しい仕組みづくりを行います。
- コミュニティ活動の担い手の確保や活動分野の拡大、分野間の相互調整機関としての機能を果たします。
- 地区コミュニティ内のまちづくり活動のうち、行政とのパートナーシップによって解決すべき課題や、地域では解決できない課題を行政に提案・要望します。



◆パートナーシップ活動支援センターの役割

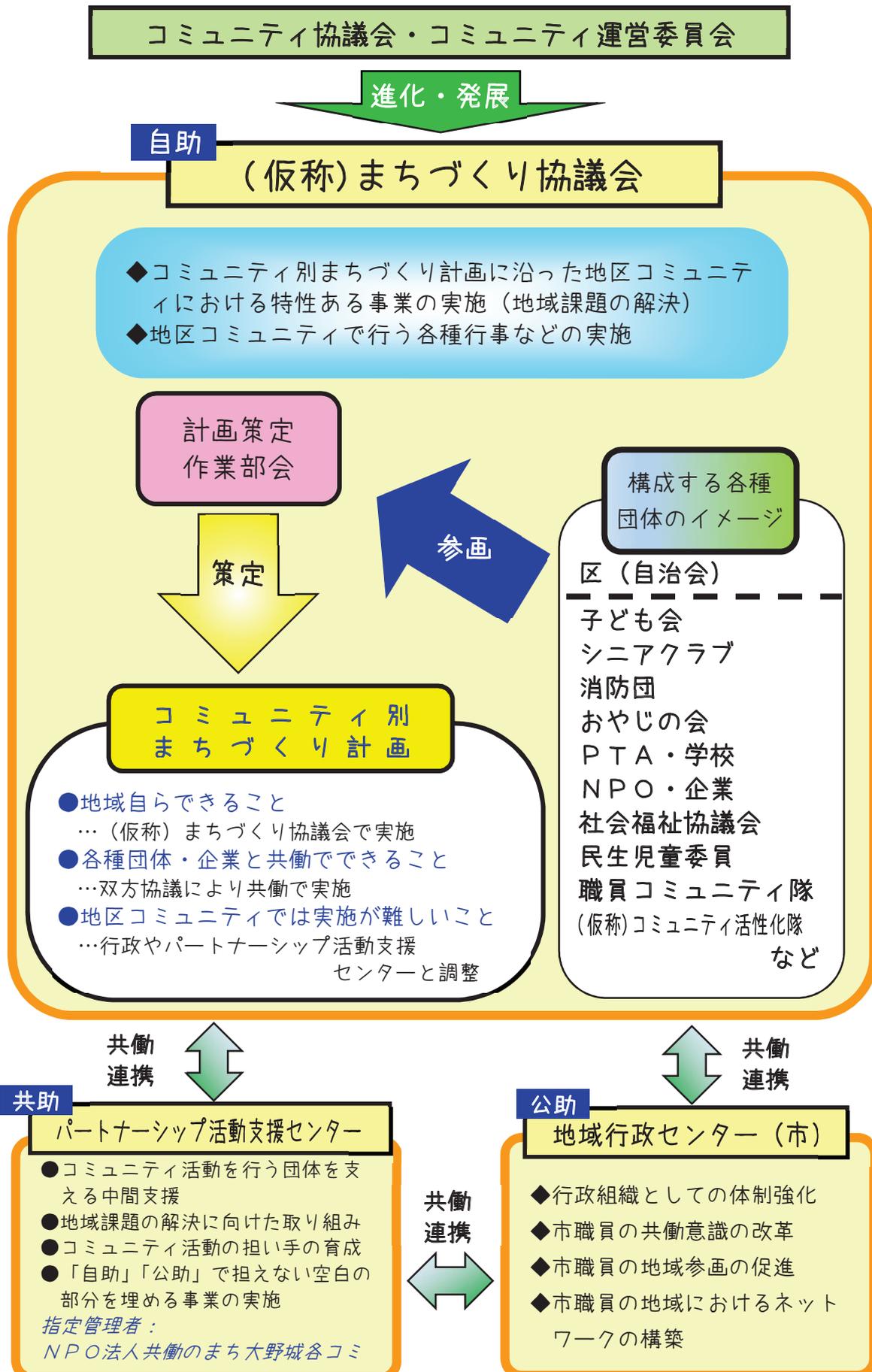
- 中間支援組織として、コミュニティ活動を行う団体間やコミュニティ活動団体と行政などのパイプ役としての機能を確立します。
- 地域における人材育成や人材活用を図るためのシステムの再構築を行います。
- コミュニティ活動を行う個人や団体に対するアドバイスを行うなど、コミュニティ活動の拠点としての機能の強化を図ります。
- 企業などが社会貢献活動を行いやすい環境を整えます。
- 地区コミュニティの特性を活かしたまちづくりに寄与します。
- コミュニティセンターの施設機能を活かしたまちづくりイベントの開催、生涯学習機会を提供します。



◆行政（地域行政センター）の役割

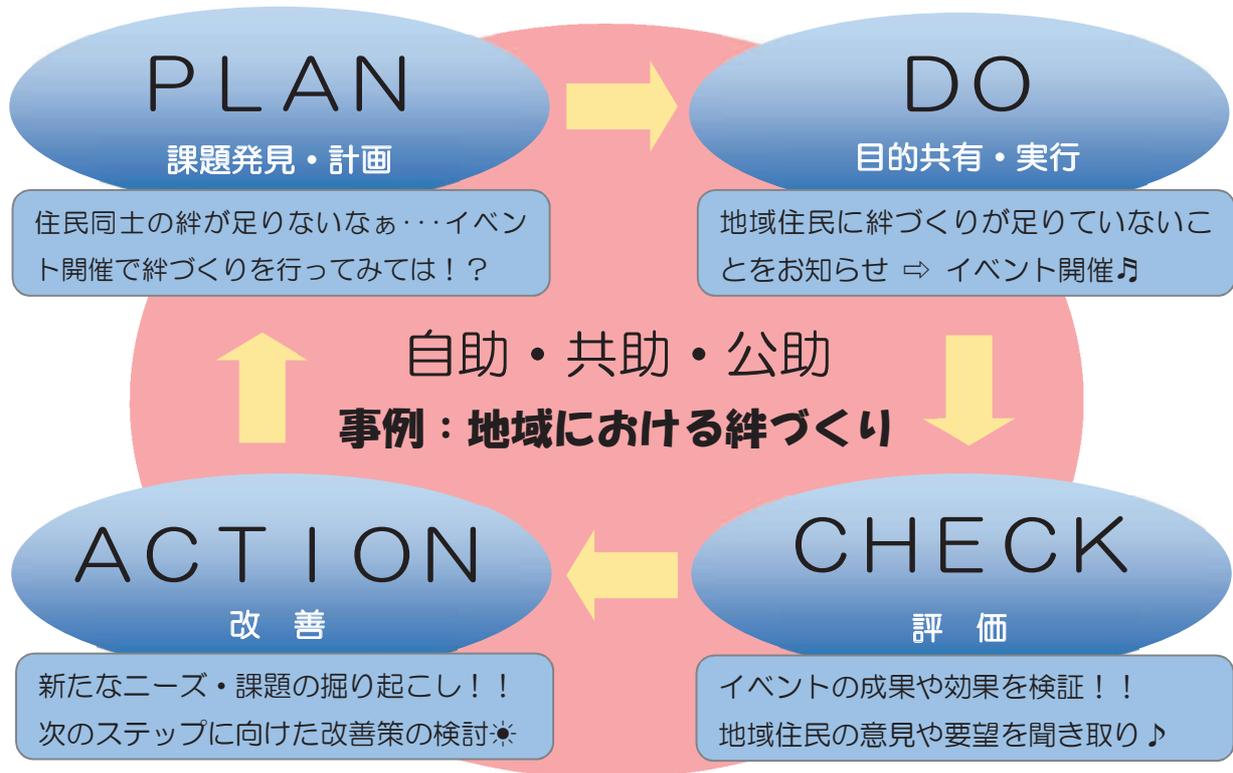
- （仮称）まちづくり協議会が担う「コミュニティ別まちづくり計画」の策定及び事業の実施を支援します。
- （仮称）まちづくり協議会、パートナーシップ活動支援センターなど、地区コミュニティでまちづくりを中心的に担う団体の相談役として、職員のスキルアップを図るとともに、職員の意識改革を図ります。
- 地域住民が行うまちづくり活動を推進するため、地区コミュニティのまちづくりに関する情報提供に努めます。
- 窓口サービス業務、相談窓口業務など、身近な行政サービスを提供し、市民満足度の向上に努めます。

2. 構想の実現に向けたまちづくりのイメージ



3. 「PDCAサイクル」の考え方

各主体がお互いの目的や課題を共有し、それぞれの役割と責任を分担しながら、PDCAサイクルの考え方のもとで、「パートナーシップによるまちづくり」を進めます。



★ **自助** 区（自治会）や（仮称）まちづくり協議会を中心に市民自らが取り組むことです。

自らの地域は、自らがつくるということ、これがまちづくりの基本です。

★ **共助** パートナーシップ活動支援センターを中心に取り組むことです。

自助・公助で担えない「すき間」の部分をパートナーシップ活動支援センターが中間支援組織としてまちづくりの支援をします。

★ **公助** 地域行政センターをはじめ、公共*を担う機関などが取り組むことです。

地域づくりの業務を担う市役所の機関「地域行政センター」を中心に、消防、警察といった行政機関や公共企業体などが行う活動で、自助・共助と連携して地域のまちづくりを推進します。

4. 構想の目標年次

この構想で示したパートナーシップによるコミュニティづくりの実現のためには、まちづくりに関わる各主体が、地区コミュニティの個性や特徴などの情報を共有したうえで、相互の連携をこれまで以上に深めることが重要です。

そのためには、地区コミュニティにおけるまちづくりを主体的に担う組織づくりの再検討や、地域のまちづくりの方向性を示す計画が必須であり、その計画の目的の実現のために、各主体がそれぞれの得意分野を活かしながら事業に取り組む必要があります。

このことから、この構想の実現を果たすには、一定の期間が必要であり、現在策定を進めている第6次総合計画との一体的な推進という観点から、その前期基本計画の計画期間内である平成35年度を目標年次として取り組みます。



第2章

プラン編

I. 実行プランの構成

平成20年度に策定した「コミュニティ構想」のプラン編に示した実行プランの一部のプランについては、既に実施済み（61～78ページ参照）ですが、今後も継続して取り組んでいくべきプランやさらに発展させて実行していくべきプランについて、以下のとおり整理を行いました。

また、構想編に示した新たに整理した課題の解決のために取り組むべき具体的なプランについても、以下のとおり実行プランとして位置付け、取り組むこととしました。

この実行プランは、「第1章 構想編」において示した「パートナーシップによるまちづくり」と「都市内分権の推進によるまちづくり」における2つの方向性を踏まえた具体的施策として位置付け、構想の実現に向けて、計画的かつ総合的に推進します。

なお、これらの実行プランについては、現段階で考えられる取り組みであり、今後の推進状況に応じて、新たな取り組みの必要が生じた場合は、適時判断し効果的に実施するものとします。

目的	分野	プラン	ジャンル
1 パートナーシップの構築	(1) 普及・啓発のための パートナーシップ意識の 仕組みづくり	①パートナーシップのまちづくり 出前講座の実施 継続	情報共有 人材・意識づくり
		②パートナーシップのまちづくり 市民アンケート調査の実施 継続	情報共有
		③共働ハンドブック（市民版）の作成 新規	人材・意識づくり
		④共働ハンドブック（市職員版）の作成 新規	組織づくり
	(2) 情報と課題の共有化 のための仕組みづくり	①コミュニティセンターでの 情報提供機能の強化 継続	情報共有
		②市民公益活動促進のための プラットフォームの構築 新規	情報共有 人材・意識づくり システムづくり
		③公民館での情報提供機能の充実 継続	情報共有

目的	分野	プ ラ ン	ジャンル
1 パートナーシップの構築	(2) 情報と課題の共有化のための仕組みづくり	④ (仮称) 4地区まちづくり協議会連絡会議の設置 新規	情報共有 システムづくり 組織づくり
		⑤ コミュニティ別まちづくり計画の策定 新規	情報共有 システムづくり
	(3) パートナーシップによる市政運営のための仕組みづくり	① 「市民の声」制度の推進 継続	
		② 「e-ヴォイス」制度の推進 継続	情報共有 人材・意識づくり システムづくり
		③ パブリック・コメント制度*の活用 継続	
	(4) 多彩な市民力を活かすための仕組みづくり	① 使ってバンク制度の充実 継続	人材・意識づくり システムづくり
		② コミュニティ活動応援ファンド事業の推進 継続	
		③ サロン事業の推進 継続	情報共有 人材・意識づくり システムづくり
		④ 買物代行「ごきげんお届け便」事業の推進 継続	情報共有
		⑤ 寄付金×2 (カケツ一) 交付金制度の周知と活用 継続	人材・意識づくり 組織づくり
		⑥ 共働提案事業の推進 継続	人材・意識づくり システムづくり
		⑦ 学校と地域との連携事業 (児童・生徒) 継続	情報共有 人材・意識づくり システムづくり 組織づくり

目的	分野	プ ラ ン	ジャンル
1 パートナーシップの構築	(4) 多彩な市民力を活かすための仕組みづくり	⑧コミュニティづくりを担う若い世代の育成 継続	情報共有 人材・意識づくり システムづくり 組織づくり
		⑨市民の活躍の場を広げる 助成制度の構築 新規	人材・意識づくり システムづくり
		⑩（仮称）コミュニティ活性化隊の設立 新規	システムづくり 組織づくり
		⑪市民公益活動促進のための プラットフォームの活用 新規	情報共有 人材・意識づくり システムづくり
		⑫NPO法人共働のまち 大野城各コミの統合 新規	システムづくり 組織づくり
		⑬まちづくり活性化交付金制度の創設 新規	人材・意識づくり システムづくり 組織づくり
		⑭共働のまちづくりアドバイザーの派遣 新規	人材・意識づくり システムづくり 組織づくり
	(5) 市の推進体制整備 のための仕組みづくり	①パートナーシップ活動 アドバイザリー会議の設置 継続	システムづくり 組織づくり
	②市職員を対象とした共働意識の改革 継続	人材・意識づくり 組織づくり	
	③キャリアチャレンジ制度構築 に向けた検討 新規		
	④パートナーシップ活動支援センター の機能強化 新規	情報共有 人材・意識づくり システムづくり 組織づくり	

目的	分野	プ ラ ン	ジャンル
1 パートナーシップの構築	(6) 多様な職員力を 活かすための仕組みづくり	①市職員を対象とした共働意識の改革 継続	人材・意識づくり 組織づくり
		②地域活動インターンシップ研修制度 による市職員の育成 継続	情報共有 人材・意識づくり 組織づくり
		③市のコミュニティ担当職員のさらなる活用 継続	情報共有 人材・意識づくり
		④市の職員コミュニティ隊の活動の活性化 継続	システムづくり 組織づくり
2 都市内分権の推進	(1) 活性化のための環境づくり	①市役所とパートナーシップ活動支援 センターの通信ネットワーク接続 継続	情報共有 組織づくり
		②コミュニティ別まちづくり計画 策定支援交付金制度の創設 新規	人材・意識づくり システムづくり 組織づくり
	(2) コミュニティ活動を 支える組織づくり	①(仮称)まちづくり協議会の設立 (コミュニティ協議会の組織再編成) 新規	情報共有 人材・意識づくり システムづくり 組織づくり
		②地域行政センターの機能強化 新規	システムづくり 組織づくり

Ⅱ. 数値目標

この構想の実現に向けて実施する実行プランに対する成果の把握や次期構想の見直しの際の評価に活用するため、具体的な数値目標を以下のとおり設定します。

目標内容	ジャンル	現状値	目標値
コミュニティ施策に関する各種事業に関して、知っている、または聞いたことがある人の割合	情報共有	10.6%	13.3%
コミュニティ活動に関わっている人、及び積極的にまたは少しは関わってみたいと思う人の割合	人材・意識づくり	28.1%	35.2%
職員コミュニティ隊登録者数	情報共有 人材・意識づくり システムづくり 組織づくり	137人	260人
コミュニティ別まちづくり計画が策定されている地区コミュニティ数	情報共有 システムづくり	0地区	4地区
市民公益活動登録制度における登録者数	情報共有 人材・意識づくり システムづくり	未実施	540人
地区コミュニティが一体となってまちづくりに取り組んでいると感じている人の割合	情報共有 システムづくり 組織づくり	未把握	40%
市民と行政のパートナーシップによるまちづくりが進められていると思う人の割合		未把握	60%

Ⅲ. 実行プラン

1. パートナーシップの構築

(1) パートナーシップ意識の普及・啓発のための仕組みづくり

No.	1- (1) - ①	区 分	継続
プラン	パートナーシップのまちづくり出前講座の実施		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習まちづくり出前講座に「みんなが主役のまちづくり」メニューを設定し、新構想への市民の理解を促進します。 ●市民や活動団体、グループなどの集会などの機会を利用して、積極的に出向いて、広く普及啓発に努めます。 		
取組の形態	<ul style="list-style-type: none"> ■行政主体（地域行政センターなど）での取り組み □パートナーシップ活動支援センターでの取り組み □（仮称）まちづくり協議会での取り組み 		
実 施 時 期 （目標年次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
出前講座の実施	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

No.	1- (1) - ②	区 分	継続
プラン	パートナーシップのまちづくり市民アンケート調査の実施		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●一定期間が経過した後、「市民アンケート調査」を実施し、構想に関する市民の理解度や納得度などの意識の変化を把握し、パートナーシップのまちづくりを進めるうえでの基礎資料を収集します。 ●調査については、5ヵ年ごとに実施します。 		
取組の形態	<ul style="list-style-type: none"> ■行政主体（地域行政センターなど）での取り組み □パートナーシップ活動支援センターでの取り組み □（仮称）まちづくり協議会での取り組み 		
実 施 時 期 （目標年次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
市民意識調査の実施		⇒⇒	

No.	1 - (1) - ③	区 分	新規
プラン	共働ハンドブック（市民版）の作成		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●パートナーシップによるまちづくりに取り組もうとする市民の参考となるよう、大野城市のまちづくりの取り組みなどを記載したハンドブックを作成します。 ●市民向けのハンドブックを作成することで、コミュニティ活動に対する意欲の向上や活動の活性化につなげます。 ●ホームページへの掲載やコミュニティセンター、公民館などに設置するなど、市民に広く周知します。 		
取組の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 行政主体（地域行政センターなど）での取り組み <input type="checkbox"/> パートナーシップ活動支援センターでの取り組み <input type="checkbox"/> （仮称）まちづくり協議会での取り組み		
実 施 時 期 （目 標 年 次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
ハンドブックの作成・配付・周知	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

No.	1 - (1) - ④	区 分	新規
プラン	共働ハンドブック（市職員版）の作成		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●市職員の共働意識促進のために、職員向けのハンドブックを作成し、職員全員に配付します。 ●併せて、市民向けのハンドブックを配付し、市民と行政の役割の明確化を図るとともに、市職員の共働に対する理解度も同時に向上させます。 ●新規採用職員研修などの市職員を対象とした研修時に、ハンドブックを活用し、共働意識を持った職員の人材育成を図ります。 		
取組の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 行政主体（地域行政センターなど）での取り組み <input type="checkbox"/> パートナーシップ活動支援センターでの取り組み <input type="checkbox"/> （仮称）まちづくり協議会での取り組み		
実 施 時 期 （目 標 年 次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
ハンドブックの作成・配付	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒
人材育成	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

(2) 情報と課題の共有化のための仕組みづくり

No.	1 - (2) - ①	区 分	継続
プラン	コミュニティセンターでの情報提供機能の強化		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●各コミュニティセンターのホームページに、各地区コミュニティ及びコミュニティセンターでの催し物、活動紹介、参加者募集告知などを掲載し、広く情報提供を行います。 ●各地域行政センターが発行している「コミ通信」の内容を充実し、催し物案内のみならず、パートナーシップによるまちづくりに関する情報提供や市民参加の呼びかけなどを積極的に行います。 		
取組の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 行政主体（地域行政センターなど）での取り組み <input type="checkbox"/> パートナーシップ活動支援センターでの取り組み <input type="checkbox"/> (仮称) まちづくり協議会での取り組み		
実 施 時 期 (目標年次)			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
ホームページ及びコミ通信の作成・周知	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

No.	1 - (2) - ②	区 分	新規
プラン	市民公益活動促進のためのプラットホームの構築		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●市民公益活動への参加促進の拡大を目的として、全市的なプラットホーム（基盤となる仕組み）を構築します。 ●プラットホームでは、活動に対する付加価値を検討し、市民公益活動の参加促進を図るとともに、総合情報サイトを設立し、アプリケーションの作成やSNSを使って市民公益活動の促進を図ります。 		
取組の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 行政主体（地域行政センターなど）での取り組み <input type="checkbox"/> パートナーシップ活動支援センターでの取り組み <input type="checkbox"/> (仮称) まちづくり協議会での取り組み		
実 施 時 期 (目標年次)			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
プラットホームの構築	⇒⇒		
市民公益活動の促進		⇒⇒	⇒⇒

No.	1 - (2) - ③	区 分	継続
プラン	公民館での情報提供機能の充実		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●各公民館で開設しているホームページ(情報提供機能)運用のための支援制度を充実します。 ●具体的には、地域行政センター職員による運用支援や広報作成のための研修の充実を図ります。 		
取組の形態	<ul style="list-style-type: none"> ■行政主体(地域行政センターなど)での取り組み □パートナーシップ活動支援センターでの取り組み □(仮称)まちづくり協議会での取り組み 		
実 施 時 期 (目標年次)			
項 目	H29~H30	H31~H33	H34~H35
ホームページ運用支援の充実	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

No.	1 - (2) - ④	区 分	新規
プラン	(仮称)4地区まちづくり協議会連絡会議の設置		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●4つの地区コミュニティで新たに設立される(仮称)まちづくり協議会と各地域行政センター、パートナーシップ活動アドバイザー会議のメンバーで構成する「(仮称)4地区まちづくり協議会連絡会議」を設置します。 ●連絡会議では、各地区コミュニティで実施しているまちづくりについての情報共有や意見交換を行うとともに、他市町村での先進的な取組事例の共有や共働のまちづくりアドバイザーによるまちづくり支援などを行い、各地区相互の連携・調整を図るための場とします。 		
取組の形態	<ul style="list-style-type: none"> ■行政主体(地域行政センターなど)での取り組み □パートナーシップ活動支援センターでの取り組み ■(仮称)まちづくり協議会での取り組み 		
実 施 時 期 (目標年次)			
項 目	H29~H30	H31~H33	H34~H35
連絡会議の設置・開催	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

No.	1 - (2) - ⑤	区 分	新規
プラン	コミュニティ別まちづくり計画の策定		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●（仮称）まちづくり協議会を中心に、行政、パートナーシップ活動支援センターが相互連携し、各地区コミュニティにおける課題や目標など、コミュニティの目指す姿を明らかにするため、コミュニティ別まちづくり計画を策定します。 ●コミュニティ別まちづくり計画は、それぞれの組織が担う役割を明確にし、地域課題の解決に向けて地域の特性に合わせた事業を実施していきます。 ●コミュニティ別まちづくり計画を策定後、各地区コミュニティ内の住民に配布・周知し、課題や目標の共有を図り、地区コミュニティ全体でまちづくりを進める気運を高めます。 		
取組の形態	<ul style="list-style-type: none"> ■行政主体（地域行政センターなど）での取り組み ■パートナーシップ活動支援センターでの取り組み ■（仮称）まちづくり協議会での取り組み 		
実 施 時 期 （ 目 標 年 次 ）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
まちづくり計画の策定	⇒⇒		
計画の周知・事業の実施		⇒⇒	⇒⇒



(3) パートナーシップによる市政運営のための仕組みづくり

No.	1 - (3) - ①	区 分	継続
プラン	「市民の声」制度の推進		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●「市民の声」制度は、行政サービスの改善や多様な市民ニーズに応えるためのシステムとして運用しており、今後も継続して制度を推進します。 ●「市民の声」制度で寄せられた意見や要望、提言に対し、個別に対応・回答していきます。 		
取組の形態	<ul style="list-style-type: none"> ■行政主体（地域行政センターなど）での取り組み □パートナーシップ活動支援センターでの取り組み □（仮称）まちづくり協議会での取り組み 		
実 施 時 期 （目 標 年 次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
「市民の声」 制度の推進	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

No.	1 - (3) - ②	区 分	継続
プラン	「e-ヴォイス」制度の推進		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●「e-ヴォイス」制度は、市政に関する市民の評価や意向を把握して行政に活かすことを目的としたインターネットを活用した電子アンケートシステムで、今後も継続して制度を推進します。 ●「e-ヴォイス」でアンケートに回答する会員「e-ヴォイスメイト」の増を目指し、市民に対する周知・啓発を行っていきます。 		
取組の形態	<ul style="list-style-type: none"> ■行政主体（地域行政センターなど）での取り組み □パートナーシップ活動支援センターでの取り組み □（仮称）まちづくり協議会での取り組み 		
実 施 時 期 （目 標 年 次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
「e-ヴォイス」 制度の推進	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

No.	1 - (3) - ③	区 分	継続
プラン	パブリック・コメント制度の活用		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●市の重要な施策や計画などを策定していく際に、その案を市民に公表し、積極的に意見や提案を求めます。 ●市民から出された意見などは、市の施策や計画などの最終決定の際の貴重な検討材料とします。 		
取組の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 行政主体（地域行政センターなど）での取り組み <input type="checkbox"/> パートナーシップ活動支援センターでの取り組み <input type="checkbox"/> （仮称）まちづくり協議会での取り組み		
実 施 時 期 （目標年次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
パブリック・コメント制度の活用	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

（４） 多彩な市民力を活かすための仕組みづくり

No.	1 - (4) - ①	区 分	継続
プラン	使ってバンク制度の充実		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ活動やボランティア活動など、誰かの役に立ちたいと思っている人を「おタスケさん」として登録する人材バンク制度「使ってバンク制度」のさらなる周知を行い、登録者数の増を図ります。 ●使ってバンク制度の充実を図ることで、地域の中での住民同士のつながりを広めます。 ●「おタスケさん」がコミュニティ活動やボランティア活動に携わることで、以後の継続した活動につなげると同時に担い手不足の解消を図ります。 		
取組の形態	<input type="checkbox"/> 行政主体（地域行政センターなど）での取り組み <input checked="" type="checkbox"/> パートナーシップ活動支援センターでの取り組み <input type="checkbox"/> （仮称）まちづくり協議会での取り組み		
実 施 時 期 （目標年次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
使ってバンク制度による事業の推進	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

No.	1 - (4) - ②	区 分	継続
プラン	コミュニティ活動応援ファンド事業の推進		
内 容	<p>●地域課題の解決を目的として事業を主体的に実施するコミュニティ活動団体などに対して、助成金を交付すると同時に、活動に対するアドバイスや関係機関との調整などの側面的な支援を行い、団体が地域で活動しやすい環境づくりを継続して行います。</p> <p>●これからコミュニティ活動を始める団体などを対象とした、申請しやすく、即時性のある少額助成制度の構築を行うことで、団体などの育成を図り、コミュニティ活動のさらなる活性化につなげます。</p>		
取組の形態	<input type="checkbox"/> 行政主体（地域行政センターなど）での取り組み <input checked="" type="checkbox"/> パートナーシップ活動支援センターでの取り組み <input type="checkbox"/> （仮称）まちづくり協議会での取り組み		
実 施 時 期 （ 目 標 年 次 ）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
ファンド事業の推進	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒
ファンド少額助成事業の構築	⇒⇒		
ファンド少額助成事業の推進	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

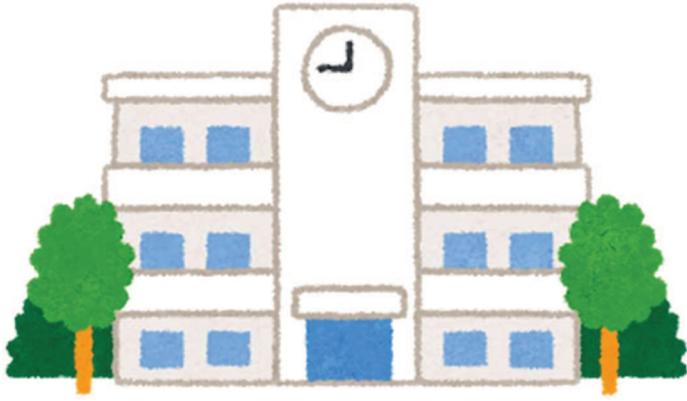


No.	1 - (4) - ③	区 分	継続
プラン	サロン事業の推進		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●市民同士の情報交換の場や地区コミュニティにおけるコミュニティ活動などを知っていただく場となるサロン事業を継続して実施します。 ●サロン事業を通して、コミュニティ活動を担う人材の発掘や育成につなげるための取り組みを強化します。 		
取組の形態	<input type="checkbox"/> 行政主体（地域行政センターなど）での取り組み <input checked="" type="checkbox"/> パートナーシップ活動支援センターでの取り組み <input type="checkbox"/> （仮称）まちづくり協議会での取り組み		
実 施 時 期 （目 標 年 次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
サロン事業の実施	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒
人材発掘や育成への取り組み	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

No.	1 - (4) - ④	区 分	継続
プラン	買物代行「ごきげんお届け便」事業の推進		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の買い物に困っており、インターネットが使用できる環境にない市民を対象とした買い物代行サービスである「ごきげんお届け便」事業を今後も継続して実施します。 ●買い物代行事業を必要とする全ての対象者の末端まで情報が届くような周知方法のあり方を検討し、事業の認知度向上を図ります。 		
取組の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 行政主体（地域行政センターなど）での取り組み <input checked="" type="checkbox"/> パートナーシップ活動支援センターでの取り組み <input type="checkbox"/> （仮称）まちづくり協議会での取り組み		
実 施 時 期 （目 標 年 次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
買物代行「ごきげんお届け便」事業の推進	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

No.	1 - (4) - ⑤	区 分	継続
プラン	寄付金×2（カケツ） 交付金制度の周知と活用		
内 容	<p>●市民からの寄付があった際に、寄付金と同額の市費をあわせて交付金として交付する「寄付金×2（カケツ） 交付金制度」について、市民に広く周知を行うとともに、多くの寄付金を集めるための事業の選定や方策を検討し、実践に移します。</p> <p>●パートナーシップ活動支援センターが交付金を活用した事業を実施することで、パートナーシップによるまちづくりの活性化を図ります。</p>		
取組の形態	<p>■行政主体（地域行政センターなど）での取り組み</p> <p>■パートナーシップ活動支援センターでの取り組み</p> <p>□（仮称）まちづくり協議会での取り組み</p>		
実 施 時 期 （目 標 年 次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
交付金制度の周知と寄付金の募集	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒
交付金を活用した事業の実施	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

No.	1 - (4) - ⑥	区 分	継続
プラン	共働提案事業の推進		
内 容	<p>●市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを進めるため、地域で活動する団体などの柔軟な発想を活かした提案を募集し、行政との共働事業を実施します。</p> <p>●提案した団体などと市が共働で事業を実施することにより、地域課題の効果的・効率的な解決や地域活力の向上を目指します。</p>		
取組の形態	<p>■行政主体（地域行政センターなど）での取り組み</p> <p>□パートナーシップ活動支援センターでの取り組み</p> <p>□（仮称）まちづくり協議会での取り組み</p>		
実 施 時 期 （目 標 年 次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
共働提案事業の推進	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒



No.	1 - (4) - ⑦	区 分	継続
プラン	学校と地域との連携事業（児童・生徒）		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後設立する（仮称）まちづくり協議会が中心となって、地区コミュニティが一体となったまちづくりを推進していく中で、児童・生徒のコミュニティづくりへの参加・参画を促進します。 ● 学校や学校運営協議会と十分な連携を図り、地域交流・世代間交流を行うことによって、次代を担う子どもたちの育成も併せて実施します。 		
取組の形態	<input type="checkbox"/> 行政主体（地域行政センターなど）での取り組み <input type="checkbox"/> パートナーシップ活動支援センターでの取り組み <input checked="" type="checkbox"/> （仮称）まちづくり協議会での取り組み		
実 施 時 期 （ 目 標 年 次 ）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
学校・学校運営協議会と地域との連携の実施	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

No.	1 - (4) - ⑧	区 分	継続
プラン	コミュニティづくりを担う若い世代の育成		
内 容	●今後設立する（仮称）まちづくり協議会が中心となって、地区コミュニティが一体となったまちづくりを推進していく中で、若い世代で構成された団体に対し、協議会の構成メンバーとして参加・参画を求めるなど、新たな担い手の育成に取り組みます。		
取組の形態	<input type="checkbox"/> 行政主体（地域行政センターなど）での取り組み <input type="checkbox"/> パートナーシップ活動支援センターでの取り組み <input checked="" type="checkbox"/> （仮称）まちづくり協議会での取り組み		
実 施 時 期 （目 標 年 次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
参加・参画の促進	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

No.	1 - (4) - ⑨	区 分	新規
プラン	市民の活躍の場を広げる助成制度の構築		
内 容	●新たな担い手の確保や育成を目的とする事業などを対象に、市民が申請・活用しやすい助成制度を構築し、市民自らが担い手づくりの実践に取り組むための環境を整えます。		
取組の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 行政主体（地域行政センターなど）での取り組み <input type="checkbox"/> パートナーシップ活動支援センターでの取り組み <input type="checkbox"/> （仮称）まちづくり協議会での取り組み		
実 施 時 期 （目 標 年 次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
助成制度の構築	⇒⇒	⇒⇒	
助成制度の運用開始		⇒⇒	⇒⇒

No.	1 - (4) - ⑩	区 分	新規
プラン	(仮称) コミュニティ活性化隊の設立		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●「自分が住む地域をよくしたい」、「地域のために何かしたい」という意欲がある人の活躍の場を創出するため、(仮称) まちづくり協議会の1つの組織として設立します。 ●(仮称) まちづくり協議会が実施する事業の周知や普及啓発などを担う(仮称) コミュニティ活性化隊を設立し、協議会の活動促進を図っていきます。 		
取組の形態	<input type="checkbox"/> 行政主体（地域行政センターなど）での取り組み <input type="checkbox"/> パートナーシップ活動支援センターでの取り組み <input checked="" type="checkbox"/> （仮称）まちづくり協議会での取り組み		
実 施 時 期 （ 目 標 年 次 ）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
コミュニティ活性化隊の設立	⇒⇒		
コミュニティ活性化隊の周知・普及啓発	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒



No.	1 - (4) - ⑪	区 分	新規
プラン	市民公益活動促進のためのプラットフォームの活用		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな分野で行われている市民公益活動全体の見える化を図り、誰もが参加しやすい環境づくりを行います。 ●プラットフォームを活用し、市民自らが持つ知識やスキルなどの多彩な市民力をまちづくりに活かせる仕組みづくりを行います。 		
取組の形態	<ul style="list-style-type: none"> ■行政主体（地域行政センターなど）での取り組み □パートナーシップ活動支援センターでの取り組み □（仮称）まちづくり協議会での取り組み 		
実 施 時 期 （目 標 年 次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
プラットフォームの構築	⇒⇒	⇒⇒	
プラットフォームの活用		⇒⇒	⇒⇒

No.	1 - (4) - ⑫	区 分	新規
プラン	NPO法人共働のまち大野城各コミの統合		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●市と地域が共働で設立したNPO法人共働のまち大野城各コミ（4つの法人）を1つのNPO法人に統合し、組織強化や効率化を目指します。 ●統合後は、組織力の強化や事業の効率性・迅速性の向上、その他運営経費の削減などに努めます。 		
取組の形態	<ul style="list-style-type: none"> ■行政主体（地域行政センターなど）での取り組み □パートナーシップ活動支援センターでの取り組み □（仮称）まちづくり協議会での取り組み 		
実 施 時 期 （目 標 年 次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
NPO法人の統合	⇒⇒	⇒⇒	
効率性・迅速性の向上、組織力強化			⇒⇒

No.	1 - (4) - ⑬	区 分	新規
プラン	まちづくり活性化交付金制度の創設		
内 容	● (仮称) まちづくり協議会で策定されるコミュニティ別まちづくり計画に掲げられた事業などの実施にかかる経費について、市が財政的に支援する交付金制度を創設します。		
取組の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 行政主体（地域行政センターなど）での取り組み <input type="checkbox"/> パートナーシップ活動支援センターでの取り組み <input type="checkbox"/> (仮称) まちづくり協議会での取り組み		
実 施 時 期 （目 標 年 次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
助成制度の創設	⇒⇒		
制度運用開始		⇒⇒	⇒⇒

No.	1 - (4) - ⑭	区 分	新規
プラン	共働のまちづくりアドバイザーの派遣		
内 容	● (仮称) まちづくり協議会を中心として行うコミュニティ別まちづくり計画策定や計画に基づく事業実施に際して助言を行う有識者を、市で「共働のまちづくりアドバイザー」として任命し、協議会からの要望に応じて派遣します。		
取組の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 行政主体（地域行政センターなど）での取り組み <input type="checkbox"/> パートナーシップ活動支援センターでの取り組み <input type="checkbox"/> (仮称) まちづくり協議会での取り組み		
実 施 時 期 （目 標 年 次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
アドバイザーの派遣	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒



(5) 市の推進体制整備のための仕組みづくり

No.	1 - (5) - ①	区 分	継続
プラン	パートナーシップ活動アドバイザー会議の設置		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ構想やコミュニティ別まちづくり計画など、大野都市が目指すパートナーシップのまちづくりを第三者の立場から評価・検証を行うため、パートナーシップ活動アドバイザー会議を設置します。 ●パートナーシップ活動アドバイザー会議では、市のコミュニティ施策を対象として、年次的な事業の評価・検証を行うとともに、事業に対する指導・助言を行います。 		
取組の形態	<ul style="list-style-type: none"> ■行政主体（地域行政センターなど）での取り組み □パートナーシップ活動支援センターでの取り組み □（仮称）まちづくり協議会での取り組み 		
実 施 時 期 （目 標 年 次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
アドバイザー会議の設置	⇒⇒		
事業評価・検証		⇒⇒	⇒⇒

No.	1 - (5) - ②	区 分	継続
プラン	市職員を対象とした共働意識の改革		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●「共働」をテーマとした研修会を今後も継続して実施し、職員の共働意識の改革を図ります。 ●役職に応じて研修内容を変更し、職員一人一人がそれぞれの立場で「共働」を理解し、自らが発信役となるような人材の育成に取り組めます。 		
取組の形態	<ul style="list-style-type: none"> ■行政主体（地域行政センターなど）での取り組み □パートナーシップ活動支援センターでの取り組み □（仮称）まちづくり協議会での取り組み 		
実 施 時 期 （目 標 年 次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
研修会の実施	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

No.	1 - (5) - ③	区 分	新規
プラン	キャリアチャレンジ制度構築に向けた検討		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のまちづくりに対し、意欲のある市職員が自らのキャリアアップのために、地域行政センターへの異動を希望できる制度を検討します。 ●地域行政センターで、地域と連携した業務を遂行することにより、地域でのネットワークを構築し、市職員のスキルアップとともに、市役所全体の組織強化につなげていきます。 		
取組の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 行政主体（地域行政センターなど）での取り組み <input type="checkbox"/> パートナーシップ活動支援センターでの取り組み <input type="checkbox"/> （仮称）まちづくり協議会での取り組み		
実 施 時 期 （目標年次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
キャリアチャレンジ制の構築・実施	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

No.	1 - (5) - ④	区 分	新規
プラン	パートナーシップ活動支援センターの機能強化		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●パートナーシップ活動支援センター職員（指定管理者であるNPO法人共働のまち大野城各コミの職員）の個々のスキルアップを図るため、人事交流や研修会を実施し、パートナーシップ活動支援センター全体の機能強化につなげます。 ●コミュニティ構想を推進していくために、地域に密着した支援が行えるよう、組織の体制強化を図ります。 		
取組の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 行政主体（地域行政センターなど）での取り組み <input checked="" type="checkbox"/> パートナーシップ活動支援センターでの取り組み <input type="checkbox"/> （仮称）まちづくり協議会での取り組み		
実 施 時 期 （目標年次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
職員のスキルアップの取組	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒
組織の体制強化		⇒⇒	⇒⇒

(6) 多様な職員力を活かすための仕組みづくり

No.	1 - (6) - ①	区 分	継続
プラン	市職員を対象とした共働意識の改革		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●研修の受講などにより「共働」の意識を持った職員が、それぞれの部署で共働という視点から担当業務を行い、さらなるパートナーシップのまちづくりに取り組みます。 ●個々の職員がコミュニティ活動に積極的に参画し、業務で培ったノウハウをコミュニティ活動に活かします。 		
取組の形態	<ul style="list-style-type: none"> ■行政主体（地域行政センターなど）での取り組み □パートナーシップ活動支援センターでの取り組み □（仮称）まちづくり協議会での取り組み 		
実 施 時 期 （目 標 年 次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
パートナーシップのまちづくりへの参画	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

No.	1 - (6) - ②	区 分	継続
プラン	地域活動インターンシップ研修制度による市職員の育成		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●職員のパートナーシップによるまちづくりに対する意識向上を図り、具体的な行動につなげていくために、地域活動インターンシップ研修を今後も継続して実施します。 ●地域活動インターンシップ研修を通じて、職員のコミュニケーション能力向上や地域でのネットワークを構築し、パートナーシップによるまちづくりの推進に活かしていきます。 		
取組の形態	<ul style="list-style-type: none"> ■行政主体（地域行政センターなど）での取り組み □パートナーシップ活動支援センターでの取り組み □（仮称）まちづくり協議会での取り組み 		
実 施 時 期 （目 標 年 次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
インターンシップ研修の実施	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

No.	1 - (6) - ③	区 分	継続
プラン	市のコミュニティ担当職員のさらなる活用		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●パートナーシップによるまちづくりに対する職員の意識改革やコーディネート能力の向上を図るため、各部局から推薦された職員に対し、今後も継続してコミュニティ担当職員制度を実施していきます。 ●コミュニティ担当職員が自らの専門性を活かし、(仮称)まちづくり協議会への活動支援やコミュニティ別まちづくり計画の策定など、パートナーシップによるまちづくりの一端を担っていきます。 		
取組の形態	<ul style="list-style-type: none"> ■行政主体（地域行政センターなど）での取り組み □パートナーシップ活動支援センターでの取り組み □(仮称)まちづくり協議会での取り組み 		
実 施 時 期 （目標年次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
コミュニティ担当職員制度の実施	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

No.	1 - (6) - ④	区 分	継続
プラン	市の職員コミュニティ隊の活動の活性化		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●地域貢献活動を目的として市職員で構成された任意のボランティアグループ「職員コミュニティ隊」の活動の活性化を図り、地域に関わる機会を増やすことで、行政の多様な職員力をコミュニティづくりに十分に活かしていきます。 ●職員コミュニティ隊が(仮称)まちづくり協議会へ積極的に参画し、地域との連携をさらに深めるために、コミュニティ活動の活性化に取り組みます。 		
取組の形態	<ul style="list-style-type: none"> ■行政主体（地域行政センターなど）での取り組み □パートナーシップ活動支援センターでの取り組み □(仮称)まちづくり協議会での取り組み 		
実 施 時 期 （目標年次）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
まちづくり協議会への参画	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

2. 都市内分権の推進

(1) コミュニティ活動の活性化のための環境づくり

No.	2 - (1) - ①	区 分	継続
プラン	市役所とパートナーシップ活動支援センターの通信ネットワーク接続		
内 容	●市役所とパートナーシップ活動支援センターとの通信ネットワーク接続を引き続き行うことで、市職員との事務情報の共有化を図り、事務効率の向上を図ります。		
取組の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 行政主体（地域行政センターなど）での取り組み <input type="checkbox"/> パートナーシップ活動支援センターでの取り組み <input type="checkbox"/> （仮称）まちづくり協議会での取り組み		
実 施 時 期 （ 目 標 年 次 ）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
通信ネット ワーク接続	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

No.	2 - (1) - ②	区 分	新規
プラン	コミュニティ別まちづくり計画策定支援交付金制度の創設		
内 容	●（仮称）まちづくり協議会でコミュニティ別まちづくり計画を策定するにあたって、計画策定に必要な資金を交付する制度を創設します。		
取組の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 行政主体（地域行政センターなど）での取り組み <input type="checkbox"/> パートナーシップ活動支援センターでの取り組み <input type="checkbox"/> （仮称）まちづくり協議会での取り組み		
実 施 時 期 （ 目 標 年 次 ）			
項 目	H29～H30	H31～H33	H34～H35
交付金制度 の創設・交 付	⇒⇒		



(2) コミュニティ活動を支える組織づくり

No.	2 - (2) - ①	区 分	新規
プラン	(仮称)まちづくり協議会の設立(コミュニティ協議会の組織再編成)		
内 容	<p>●コミュニティ運営委員会、パートナーシップ活動支援センター、地域行政センターの3つの組織の総合調整役を担う現在のコミュニティ協議会の再編成が求められているため、地区コミュニティにおける一体的なまちづくりの中心的役割を持つ組織として、(仮称)まちづくり協議会を設立します。</p> <p>●協議会は、現在地区コミュニティで活動をしているコミュニティ運営委員会が核となって運営を行い、協議会のさらなる組織体制強化を図ります。</p>		
取組の形態	<p>■行政主体(地域行政センターなど)での取り組み</p> <p>■パートナーシップ活動支援センターでの取り組み</p> <p>■(仮称)まちづくり協議会での取り組み</p>		
実 施 時 期 (目標年次)			
項 目	H29~H30	H31~H33	H34~H35
協議会の設立	⇒⇒		

No.	2 - (2) - ②	区 分	新規
プラン	地域行政センターの機能強化		
内 容	<p>●地域のまちづくりの総合的なコーディネーターとして、地域行政センター職員の資質向上と意識改革を行い、コミュニティ構想の行政側の代表的推進役として、地域に密着したまちづくり支援が行えるような組織体制の強化を図ります。</p>		
取組の形態	<p>■行政主体(地域行政センターなど)での取り組み</p> <p>□パートナーシップ活動支援センターでの取り組み</p> <p>□(仮称)まちづくり協議会での取り組み</p>		
実 施 時 期 (目標年次)			
項 目	H29~H30	H31~H33	H34~H35
地域行政センターの組織強化	⇒⇒	⇒⇒	⇒⇒

第3章

資料編

I. コミュニティ構想見直し内容一覧

頁	項目	見直した内容	見直しの背景・理由
P1	構想の目的	新構想で目指すべき基本的考え方や方向性を明記	これまでの旧構想の「人づくり・地域づくり」という基盤づくりのステージから、「みんなが主役のまちづくり」という新たなステージにステップアップさせることを明記したもの。
P3	構想の位置付け	第6次大野城市総合計画との関連性を明記	コミュニティ施策は、本市の根幹となる施策であることから、総合計画と整合性を図る必要があるため、分かりやすく明記したもの。
P7	目指すべきコミュニティ像 (基本目標)	サブタイトルの変更	新構想が目指す姿を表す言葉に変更したもの。～いきいきとまちが輝く、人づくり・地域づくり～ ⇒ ～地域の絆が未来を拓く、みんなが主役のまちづくり～に変更。
P8	基本目標実現のための基本となる考え方	新構想の柱となる3つの考え方を明記	旧構想で掲げた基本となる4つの考え方を新構想ではこれまでの取り組みの検証を通して再整理し、新たに3つの考え方(①基盤となる地区コミュニティのエリア、②パートナーシップの構築、③都市内分権の推進)を示したものを。
P10	パートナーシップによるまちづくりの方向性	新構想で新たな課題を踏まえて整理した方向性を明記	新たな課題として整理した「情報と課題の共有」、「担い手不足の解消」に関する詳細説明及びその課題を踏まえた方向性を示したものを。
P14	都市内分権の推進によるまちづくりの方向性	新構想で新たな課題を踏まえて整理した方向性を明記	新たな課題として整理した「コミュニティ協議会の組織の見直し」、「パートナーシップ活動支援センターの機能強化」、「地域行政センターの機能強化」に関する詳細説明及びその課題を踏まえた方向性を示したものを。
P17-18	コミュニティ分権のポイント	コミュニティ分権における新たな3つのポイントを明記	都市内分権を一体的に進める「コミュニティ分権」と「行政内分権」の2つの分権を引き続き推進するために、新たなポイントとして「(仮称)まちづくり協議会の設立」、「コミュニティ別まちづくり計画の策定」、「パートナーシップ活動支援センターの機能強化」を追加し、その考え方や必要性を表したものを。

頁	項目	見直した内容	見直しの背景・理由
P18	行政内分権のポイント	行政内分権における新たなポイントとして「地域行政センターの機能強化」を追加	「行政内分権」の新たなポイントとして「地域行政センターの機能強化」の考え方や必要性を表したものの。
P20 -25	コミュニティ構想の実現のために	コミュニティ構想を実現するために必要な項目を追加	コミュニティ構想実現のために必要な各主体の役割や必要性をそれぞれ主体別に明記するとともに、これからのまちづくりのイメージ図を追加した。また、パートナーシップによるまちづくりをステップアップしながら進めていくためのPDCAサイクルを分かりやすいイメージ図を用いて表したものの。
P27 -52	実行プランの構成・数値目標・実行プラン	各実行プランの継続・新規の別及び数値目標を追加	各実行プランを、目的別、分野別に分類し、それぞれのプランにおいて、旧構想からの引継ぎプランには継続、新構想からのプランには新規を表し、併せて実行プランの成果指標として数値目標を表したものの。
P61 -78	旧構想実行プラン進捗状況一覧	旧構想における実行プランの進捗状況を追加	旧構想に掲げている実行プランにおける現状や課題などの進捗状況を表したものの。

Ⅱ. 用語解説

※この用語解説は、この構想における用語の定義であって、一般的に使用されているものと必ずしも一致するものではありません。

【あ行】

アダプト活動制度：道路などの公共施設の一部の区域、空間を「養子」とみなして、住民、団体、企業などが「里親」となり、責任をもって養子となった施設の一部（区域など）を保守管理していく制度。

NPO：^{エヌピーオー}非営利組織。Non Profit Organizationの頭文字をとったもの。また、このうち特定非営利活動促進法に基づいて、所轄庁の認証を受けた団体を「NPO法人」という。NPO法人は、環境や福祉などの広い分野で、主として特定の社会的課題の解決を使命とした活動を継続的に行う市民活動団体のことを指す。

NPO法人共働のまち大野城各コミ：^{エヌピーオー}地域住民や地区コミュニティで活動するボランティア団体などに対して、地域課題を解決するための活動支援や情報提供などの事業を行うとともに、文化活動やスポーツの推進にも取り組むことで、地域住民と行政との共働のまちづくりに寄与することを目的に、大野城市と地域が共働で設立した特定非営利活動法人。大野城市内の4つの地区コミュニティそれぞれを拠点として、NPO法人共働のまち大野城〇コミ（左記の〇には南・中央・東・北が入ります。）の4つの法人が活動しており、各地区コミュニティのパートナーシップ活動支援センターの指定管理者を担っている。

【か行】

買物代行「ごきげんお届け便」：大野城市在住のインターネットが使えない方で、「近所にスーパーがない」「遠くに買い物に出かけられない」「重い物が持てない」など、日々の買い物に困っている方を対象にインターネットでの注文を代行する事業。電話またはFAXで注文を受け付け、早ければ当日の商品のお届けも可能。

各種団体：シニアクラブ、子ども会、PTA、消防団、福祉推進委員会、食生活改善推進委員会など、地域において社会的な必要性から組織されている団体。地縁による性格が強いものの、会員や目的、使命が特定されていることが多い。

学校運営協議会：地域の子どもを育てるために、学校・家庭・地域の人が連携して知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に共働しながら子どもの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。大野城市では「連携」「子どもたちの育成」「信頼される学校」を目的に、平成25年度に市内の小・中学校全てに設置。

行政内分権：市域をいくつか（大野城市では4つ）に区分して、地域に近いところで一定の権限を有した行政組織（地域行政センター）を設置し、地域での市民の取り組みに的確に対応するとともに、身近で総合的な行政サービスを提供する仕組み。

共働：パートナーシップの関係のもと、地域の課題解決を図るために必要な取り組みを行うこと。

共働提案事業：地域で活動する団体などの柔軟な発想を活かした提案を募集し、採択された提案事業について、提案団体と市担当課が役割分担や経費負担を定めた「共働協定書」を締結して実行委員会を組織し共働で事業を実施することで、市民に対するよりきめ細かいサービスを提供するとともに、地域課題の効果的・効率的な解決や地域活力の向上を目的とする事業。

区（自治会）：地域住民が連帯を深めながら、豊かで住みよい地域基盤を築くことを共通目的とする地縁の組織（単位自治会（区）は班、組などで構成されている）。任意の住民組織であり、広い意味では市民活動団体やコミュニティ活動団体に分類されるが、幅広い分野で住民の生活に関する基盤的団体としての性格を有することから、市民活動団体などとは区分している。

公共：公園・道路などの公共施設や環境・福祉などに関する公益事業などのこと。

公共サービス：広く一般の人々の福利のために、公的機関が供する教育・医療・交通・司法・消防・警察などの業務を行い提供するサービス。

公共サービスDOCK事業：フルコスト計算書診断、民活のあり方診断、業務・システム最適化診断及び実施計画事業の初期診断という4つの視点から多角的に行政評価（診断）を行う大野城市独自のシステム。

コーディネート：一言で言うと「全体を調整する」の意味。まちづくりに関わる複数の個人や団体の活動や意思を調整しながら、ひとつにまとめたり連携させたりすること。

コミュニティ：住民一人一人の結びつきによって形成される「まとまり」や「広がり」のこと。

コミュニティ活動：一定の地域を拠点として行われる市民活動。コミュニティ活動には、これといった固定的な概念はありませんが、防災活動や防犯活動、環境美化活動など「地域で生活する市民が力を合わせて住みよい地域社会づくりを進めていく」「自分たちの住む地域社会をみんなの力で住みよくしていこう」という思いを実現するための活動は全てコミュニティ活動といえる。



コミュニティ活動応援ファンド事業：一定の効果が期待できる「地域のためになる活動」や「地域課題解決のための事業」を主体的に実施する市民活動団体などに対して、その事業費の一部を助成する事業。また、必要に応じて関係機関や団体との調整、活動に対するアドバイスなどの側面的な支援も行い、地域課題の解決に向けた活動を実施する市民団体などを育成することを目的とした制度。

コミュニティ協議会：平成 23 年度に市民や地域の多様な主体の参画を得て、市民相互や市民と行政とのパートナーシップの下、地区コミュニティのまちづくりを行う組織を想定して設立した組織。設立以降「コミュニティ運営委員会」「パートナーシップ活動支援センター」「地域行政センター」の総合調整機関としての役割を果たしてきたものの、当初想定していた地区コミュニティのコミュニティカみなぎるまちづくりの中心^{りよく}的な役割を担う組織を実現させるために、「コミュニティ協議会」を再編成し、コミュニティ運営委員会を組織的に進化・発展させた「（仮称）まちづくり協議会」の設立を目指す。

コミュニティ推進委員制度：地区コミュニティの代表 2 人ずつ、合計 8 人に対してコミュニティ推進委員を委嘱。市民側の共働の担い手の代表として、市のコミュニティ施策を支え、市民の視点を施策に反映させるために設けた制度。

コミュニティ担当職員制度：4 つの地区コミュニティに市職員（平成 28 年度は 13 人）をコミュニティ担当職員として任命。行政職員としての知識や能力を活かし、行政側の共働の担い手として市民団体などの会議への参加やコミュニティ施策事業の立案に携わる制度。

コミュニティビジネス：地域の人々が中心となり、地域に根付いた市民サービスや社会サービス事業を展開することで、地域課題を解決していこうとする取り組みのこと。

コミュニティ分権：地域に住んでいる市民や地域で活動している多様な団体が、自ら身近な地域の課題解決や魅力づくりに向けて取り組む市民力が発揮できる仕組み。

コミュニティ別まちづくり計画：市全体の総合計画との整合を図りながら、地域行政センターの管轄区域内において、その区域の個性や特徴を活かすために策定されるまちづくり計画。コミュニティ別まちづくり計画は、区域内に住む地域住民とのパートナーシップにより（仮称）まちづくり協議会で策定される。また、策定された計画の進行管理についても、（仮称）まちづくり協議会が自ら行い、必要に応じて計画の変更を行うことを想定している。

【さ行】

サロン事業：地域住民が気軽に集まり、ふれあいや交流を通して地域のことを知り、コミュニティ活動に興味を持ってもらうことを目的とした事業。サロン事業によって、コミュニティ活動の担い手を増やし、最終的にはコミュニティ活動の活性化が図られることにつながる。

参画：まちづくりの方針や企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に主体的に参加すること。

自治活動：住民相互の親睦や防災、福祉、環境などの自主的な取り組み、あるいは地域課題の解決にあたる住民の活動で、広い意味では市民活動やコミュニティ活動と言える。その多くは区（自治会）、コミュニティ運営委員会を中心として展開されている。

自治力：地域の持つ資源、安全・安心、子育て、教育、公共マナーやまちづくりに対する市民意識など、あらゆる分野において、より高いレベルを目指しながら、地域の魅力や良好な環境を創造することによって培われ、発揮される地域の力のこと。これを担う住民の力は「市民力」ともいえる。

指定管理業務：地方公共団体が、指定管理者に公の施設の管理運営を行わせる業務のこと。

指定管理者：地方公共団体から公の施設の管理・運営を任される団体のこと。条例で定められた選任手続きを経て、地方議会の議決によって決定される。大野城市の4つのコミュニティセンターは、NPO法人共働のまち大野城南・中央・東・北コミの4つの法人に指定管理者の指定を行っている。

市民：個人、コミュニティ活動団体、市民活動団体、特定非営利活動法人（NPO法人）、企業など、大野城市のまちづくりを担う可能性を持つ全ての主体のことを指す。

市民活動：より豊かでゆとりのある地域社会の形成を目指し、市民が自発的、積極的に公共の役割を果たそうとする社会貢献活動。個人・団体の別を問わないが、政治上の主義や宗教の教義を広めることを主たる目的とする活動は含まない。また、営利を目的としない活動であれば、構成員や会員などの活動が有償・無償のいずれかであるかを問わない。

市民公益活動：市民が自発的に行う公益性のある活動で、営利を目的としないもの。必ずしも団体に所属する必要はなく、個人の立場で活動を行う場合も含む。

市役所の仕事まかせんしゃい事業交付金制度：市が行っている事業の中から、地域団体が取り組むことで、より効果が高くなることが期待できる事業を選出し、その事業を地域団体が取り組む場合に交付金を交付する事業。

住民：地域社会の構成員としての市民のこと。それぞれの地域で生活を営む住民は、地域固有のまちづくりの担い手であることから、市民はまず地域の住民であるという点に重きを置き、市民という表現とは使い分けている。

住民自治：市民自らが参画し、地域のまちづくりを共働して進めること。近年、地方分権や合併を契機に、住民自治の制度的拡充が行われている。

職員コミュニティ隊：平成23年度に、市内4つの地区コミュニティにおいて発足した大野城市職員の地域における社会貢献活動を行うボランティアグループ。



団塊の世代（アクティブシニア）：昭和 22 年から昭和 24 年までの第 1 次ベビーブームで生まれた世代。

地域：従来の区（自治会）や地区コミュニティなど、その目的や必要に応じて形成される一定の範囲のこと。地区コミュニティは、住民が目的に応じて連携するのに適した範囲、圏域を指す。従来から大野城市では、市内 27 の区（自治会）を単位とする第 1 次生活圏（小コミュニティ）、4 つの地区コミュニティを単位とする第 2 次生活圏（中コミュニティ）、市域全体を第 3 次生活圏（大コミュニティ）として位置付けている。

地域活動インターンシップ研修制度：パートナーシップによるまちづくりにおける大野城市職員の研修の一環として、区（自治会）の活動に市職員を参画させる実地研修。この研修によって、市職員のパートナーシップによるまちづくりに対する意識と行動力の向上を目指す。

地域行政センター：地域の個性や特徴を活かしたまちづくりを進めるため、市域 4 つの地区コミュニティ内に設置された行政組織。市民とのパートナーシップによるまちづくりを行うとともに、地域に身近な行政サービスを総合的に提供している。

地域資源：自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・財政的な資源などのこと。近年、ご当地ブームや町おこし、地域ブランドに代表される地域活性化の試みにおいて、特徴・素材となるものを地域資源として定義し、活用する考え方が広まっている。

地区コミュニティ：区（自治会）を単位とした地区ごとの「まとまり」のことで、大野城市では南地区、中央地区、東地区、北地区の 4 つの地区コミュニティに区分している。

中間支援組織：市民と市民、市民と行政などの間に立って、さまざまな活動を支援する組織のこと。組織が持つノウハウやネットワーク、情報などを活用し、多くは NPO への支援などを主目的として発足しているケースが多い。

使ってバンク制度：コミュニティ活動やボランティア活動など、地域で誰かの役に立ちたいと思っている方を登録し、困っている方とマッチングする制度。この制度のもと、ごみ出しや電球交換、ふとん干しなどで困っている近くに住む方の暮らしをサポートしたり、ボランティアの技術や知識、経験を地域のイベントなどに活かす事業を実施したりしている。

都市内分権：市民がより満足できるまちを目指し、都市の内部において分権を進めるために、市民と行政が協力して効果的・効率的にまちづくりを進める仕組みづくりのこと。具体的には、市民が主体的に、身近な地域の課題の抽出と解決に向けて取り組むことのできる仕組みづくりやその仕組みに的確に対応し、身近で総合的な行政サービスを提供する拠点としての地域行政体制の整備などのことを指す。

【は行】

パートナーシップ：市民相互または市民及び行政が情報と目標を共有し、明確な役割分担のもと、対等な立場で地域の課題解決を図るために連携すること。

パートナーシップ活動支援センター：地域で活動する団体や行政が単独で解決できない地域課題を解決する役割を担っている。パートナーシップ活動支援センターは、大野城市と地域が共働で設立したNPO法人が大野城市の指定を受けて、指定管理者として運営を行っている。

パブリック・コメント制度：市民生活に広く影響を及ぼす市政の基本的な計画、条例などを立案する過程で、これらの案の趣旨、内容などを市民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

PDCAサイクル：典型的なマネジメントサイクルの1つで、事業を実施する際に、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の順に従って、それぞれの過程を踏んでいくサイクルのこと。最後のActionを次のPDCAサイクルにつなげ、螺旋を描くように1周ごとに各段階のレベルを向上させ、継続的に業務の改善につなげることができる。

ボランティア：自発的な意思と自己責任に基づく非営利の社会貢献活動、またはそれに携わる人のこと。報酬の有無はその定義には関係なく、個人・団体の別も問わない。ボランティア団体は、市民活動団体に位置付けられる。

【ま行】

まち：地域と大野城市全体。

まちづくり：道路や公園の整備などハード分野のまちづくりだけでなく、健康づくりやリサイクルなどのソフト分野まで、市民生活に係るさまざまな分野において、住み良い環境を築くための取り組み全般。

まどか運動：「みんな円（まどか）な心でお互いの人間関係を進展させる」ことを目的に大野城市で昭和42年から取り組まれた運動。この運動を通して、住民の「まどかな心」を育てるコミュニティ都市づくりが進められた。この「まどか」は、多目的複合施設「大野城まどかぴあ」や総合公園「まどかパーク」などの公共施設をはじめ、大野城市キャラクター「まどかちゃん」やコミュニティバス「まどか号」、市民の体育大会「まどかリンピック」など、大野城市内のさまざまなところで現在も使用されている。



Ⅲ. 旧構想実行プラン進捗状況一覧

※表内の「PS」とはパートナーシップのことを表しています。

目的	実行プラン		プラン内容	取組形態	担当課
パートナーシップの構築	1 パートナーシップ意識の普及・啓発のための仕組みづくり	① 「コミュニティ構想を知ろう講座」の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●パートナーシップと都市内分権を柱とするコミュニティ構想に対する市民の理解を深め、具体的な行動につなげていくことを目的とした座談会をワークショップ形式などでも取り入れ地区別、行政区別、団体別などできるだけ細かに開催します。 	市民と行政のPS	コミュニティ文化課 地域行政センター
		② 「パートナーシップのまちづくり出前講座」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●出前講座の新メニューとして設定。 ●「コミュニティ構想を知ろう講座」を引き継いで開催し、構想への市民の理解を促進します。 ●市民団体からの申込みによる開催はもちろんのこと、団体の集会などの機会を利用して積極的に向いて開催します。 	市民と行政のPS	コミュニティ文化課
		③ コミュニティ構想ダイジェスト版の配布	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ構想に対する市民の理解を深めってもらうため、分かりやすく解説したダイジェスト版を作成します。 ●ダイジェスト版は、全世帯に配布するとともに、出前講座などの資料としても活用します。 	行政主体	コミュニティ文化課
		④ ガイドブック「パートナーシップのすすめ」の発行	<ul style="list-style-type: none"> ●パートナーシップによるまちづくりに取り組もうとする市民及び職員の参考となるよう、活動への参加方法、活動支援策などを記載したマニュアルを作成します。 ●具体的に活動に取り組むうえで参考になるよう、具体的な活動事例や先進地での取組事例なども併せて紹介します。 ●ホームページに掲載するとともに、CD版の作成を検討します。 	行政主体	コミュニティ文化課 地域行政センター
		⑤ パートナーシップのまちづくりに関する「市民意識調査」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●一定期間が経過した後、構想に関する市民の理解度や納得度などの意識の変化を把握し、パートナーシップのまちづくりを進めるうえでの基礎資料を収集します。 ●調査実施については、3カ年に一度とします。 	行政主体	コミュニティ文化課

関連課・団体	アクション プラン	進捗 状況	現状（実績）	課 題
—	なし	完了	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 20 年度にコミュニティ構想を策定後、全ての区（自治会）や隣組を対象とした講座を開催し、コミュニティ構想の周知・啓発に取り組みました。 	/
NPO法人共働のまち大野城各コミ、各区、各種市民団体	なし	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●出前講座のメニューとして「大野城市のコミュニティ～パートナーシップでつくる わたしたちのコミュニティ～」を設定してしますが、市民団体などからの申込みがない状況です。 ●団体の集会などにおける講座開催は現在のところ未実施です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●出前講座のメニューを設定しているものの申し込みがあっていないため、市民団体に対する施策の周知方法などについて再検討が必要であり、継続して実施していきます。
—	なし	完了	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ構想ダイジェスト版を作成し、市内全戸配布や市ホームページへの掲載を行うなど、市民の理解度の向上に努めました。 ●各種講座や研修の際の資料として活用してきたほか、市外団体や他自治体などの視察時にも活用するなど、市内外にコミュニティ構想の発信を行いました。実行プランとしては、コミュニティ構想の改訂に伴い完了としますが、コミュニティ構想（みんなが主役のまちづくり編）のダイジェスト版についても作成し、市民への周知を行うこととします。 	/
—	なし	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●ガイドブックの策定は未実施です。 ●市内ボランティア団体・NPOのPR冊子を平成 18 年度に作成していましたが、団体自体が解散するなど、情報が古くなっており、福岡県NPOボランティアセンターが県内のボランティア団体・NPOをとりまとめてホームページで公表していることから、新規作成は見送っている状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民などがコミュニティ活動を行いやすい環境をつくるために、中間支援組織であるNPO法人共働のまち大野城各コミの協力のもと、ガイドブックを作成・配付するなどの検討が必要です。
—	なし	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 22 年度に意識調査を実施しました。以降 3 年に 1 度調査を実施することとしていましたが、各事業の制度設計やモデル事業の実施など、本格実施までに時間を要したことから、コミュニティ構想の目標年次である平成 28 年度に市民アンケート調査を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 28 年度に実施する調査ではこれまでの取り組みによる市民の意識や実態がどのように変わったかを把握し、コミュニティ構想の見直し（時点修正）を行う必要があります。

目的	実行プラン		プラン内容	取組形態	担当課	
パートナーシップの構築	2 情報と課題の共有化のための仕組みづくり	①	<p>パートナーシップのまちづくり推進のための情報提供体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●パートナーシップのまちづくりに関する総合情報サイトをホームページ上に構築します。 ●内容としては、最新活動ニュース、事例紹介、パートナーシップ活動助成制度の紹介、使ってちょうだいバンク、NPOデータマップ、活動相談室、活動推進知恵袋、意見箱などを検討します。 	行政主体	<p>コミュニティ文化課</p> <p>地域行政センター</p>
		②	<p>コミュニティセンターでの情報提供機能の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各コミュニティセンターでの催し物、活動紹介、参加者募集告知・受付などを行うホームページを前記2-①の整備と併せて開設します。 ●現在、発行している「コミュニティセンターだより」の内容を充実し、催し物案内中心でなく、パートナーシップによるまちづくりに関する情報提供や市民参加の呼びかけなどを積極的に行います。 	市民と行政のPS	<p>コミュニティ文化課</p> <p>地域行政センター</p>
		③	<p>公民館での情報提供機能の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各区公民館における情報提供機能（IT環境）を整えるための支援を実施します。 ●情報提供機能の充実に係る支援については、目標年次の関係から期限を定めて実施することとします。 	市民と行政のPS	<p>コミュニティ文化課</p> <p>地域行政センター</p>
		④	<p>公共施設予約システムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティセンター、まどかびあ、総合公園などの施設情報を一元化し、施設の空き状況照会や利用申込みができるシステムを構築します。 	行政主体	<p>コミュニティ文化課</p>
	3 パートナーシップによる市制運営のための仕組みづくり	①	<p>(仮称)市民の声システムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●パートナーシップの視点からみた広聴手法として、インターネットや電子メールなどを活用した、市民ニーズや市民満足度を図るためのシステム「(仮称)市民の声システム」を構築します。 ●制度設計にあたっては、IT環境を持たない情報弱者の参加や収集した意見の客観性が確保されるシステムとして検討します。 	行政主体	<p>情報広報課</p>

関連課・団体	アクション プラン	進捗 状況	現状（実績）	課 題
—	あり	完了	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティセンターのホームページを新たに構築し、地区コミュニティにおける情報発信をはじめ、パートナーシップ活動支援センターやコミュニティ運営委員会、公民館で行っている事業などを公開し、広く周知を図りました。 ●今後はコミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターからの情報発信のさらなる充実を図ります。 	/
コミュニティ 運営委員会 各区	あり	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティセンターホームページは構築済みです。 ●コミュニティ通信を1カ月に1度程度発行しています。 ●今後はコミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターからの情報発信のさらなる充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域行政センターのホームページ編集などに関するスキルアップを行い、さらなる情報提供の充実が求められています。 ●地域行政センターの業務として主体的に地域の情報を発信していくことが必要です。
各区	あり	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館のホームページを構築済みです。 ●公民館のパソコン環境に関する相談やその対応については地域行政センターで実施済みです。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館のホームページの更新頻度が公民館によって差が生じているため、地域行政センターと各公民館との連携をさらに強化することが必要です。
コミュニティ センター・まど かぴあ・総合公 園・テニスコ ート・都市公 園・いこいの 森	なし	完了	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 20 年度にシステム構築後、利便性の向上に向けたアンケートや指定管理者に対する聞き取りなどを実施し、システムの改修・改善に取り組んできました。 ●システムの利用促進を目的として、利用者向けにガイドブックを作成し、来館者への配布やコミュニティセンターホームページへの掲載などを行いました。 ●今後も引き続きシステムの利便性の向上に努めると同時に、施設の利用促進に取り組んでいきます。 	/
—	なし	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 24 年度から、WEB アンケートシステム「e-ヴォイス」を実施しています。平成 27 年度までに 16 件のアンケートを実施しました。（会員数 153 人。平均回答率 43%） ●平成 24 年度から、市民の声取扱要綱による市政への提言、要望及び意見を制度化しました。 ●「市民の声でかわりました報告書」を平成 24 年度分から作成し、市民の意見などを受けて市政に反映し実施できた主な事例を広く紹介しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「e-ヴォイス」については、新規会員登録が少なく、登録期間を延長しアンケートを実施しました（平成 24～27 年度）。統計学上の必要なサンプル数（約 380 件）に満たない状況です。 ●スマートフォンやタブレットなどの台頭で個人の持つ IT 環境が激変したことを踏まえ、より多くの市民の声を聴くため時代にあった「e-ヴォイス」のあり方を検討することが必要です。 ●市民の声については苦情が多く、苦情内容（場所・状況など）の指摘力所が不明確なものも多い状況です。

目的	実行プラン		プラン内容	取組形態	担当課	
パートナーシップの構築	3 パートナーシップによる 市制運営のための仕組みづくり	②	パブリック・コメント制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●市の重要な施策や計画などを策定していく中で、その計画などの素案を公表し、広く市民の意見や情報を求め、提出された意見などを考慮して、決定していく制度であるパブリック・コメント制度の積極的な活用を図ります。 ●行政の政策決定に市民が関わる新たな制度や、仕組みについての調査・研究を行います。 	行政主体	情報広報課
		③	行政評価制度の充実と市民参加機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●現在、取り組んでいる統合型行政評価システム「公共サービスDOCK事業※」を活用して、市民の視点や市民に関われた行政評価を実施します。 ●審議会、委員会などへの市民委員の公募などを積極的に進め、幅広い市民の市政への参加機会を拡充します。 ●ホームページに掲載している審議会、委員会などの開催情報の充実を図ることで、積極的な情報公開を進め、市民の積極的な参加を促します。 	市民と行政のPS	自治戦略課 情報広報課
		①	団塊世代プロジェクトの実施（人材の循環システムの構築）	<ul style="list-style-type: none"> ●団塊の世代（アクティブシニア）の地域活動デビューを支援することを目的とするプロジェクトを展開します。 ●具体的には、地域デビューのきっかけとなる「（仮称）地域活動デビュー講座」を開催することで、「アクティブシニアの動機付け・ネットワークづくりの促進・人材の発掘と育成」を進めます。 ●講座受講者を、「地域活動へ参加⇒活動経験を積んで地域のキーマンに成長⇒講座の講師として次の人材を育成」という形で活用することで、「コミュニティ活動を担う「人材の循環システム」を構築する。 ●当面、3年間を目処に継続して実施し、毎年度、効果を検証し必要な修正を行います。 	行政主体	コミュニティ文化課 地域行政センター 長寿支援課
	4 多彩な市民力を活かすための仕組みづくり	②	学校と地域との連携事業（児童・生徒）	<ul style="list-style-type: none"> ●住みよい地域をつくりたいという、市民の気持ちをうまく行動につなげるアダプト活動制度※を活用して、学校との連携により、次世代を担う子どもたちが、地域のまちづくり活動に積極的に参加する仕組みを構築します。 	市民と行政のPS	コミュニティ文化課

関連課・団体	アクション プラン	進捗 状況	現状（実績）	課 題
—	なし	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリック・コメント制度について、積極的に各課で活用し、意見の募集に努めています。また、意見の募集については、広報「大野城」やホームページなどで広く周知しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリック・コメントについては、意見が少ないこともあり、市民への周知と意見募集に関する研究が必要です。 ●行政の政策決定に市民が関わる制度の充実については、さらなる調査・研究が必要です。
—	なし	完了	<ul style="list-style-type: none"> ●統合型行政評価システム「公共サービスDOCK 事業」において、市民委員を募集するなど、市民の視点による行政評価を実施しました。 ●審議会などの開催予定や審議内容をホームページに掲載し、公表することで市民に開かれた行政評価の実施と市民参加及び情報の共有を図りました。 	/
—	あり	完了	<ul style="list-style-type: none"> ●団塊の世代（アクティブシニア）の地域活動デビューを促進するため、ボランティア人材バンク「使ってバンク制度」を構築し、地域におけるボランティアの裾野を広げました。 ●実行プランとしては、コミュニティ構想の改訂に伴い完了としますが、今後も引き続き「使ってバンク制度」の充実を図っていくと同時に、「市民公益活動促進のためのプラットフォーム」の構築、その他活動の担い手不足を目的とした助成制度の確立など、市民が公益活動を行いやすい環境を整え、市民の活躍の場の拡大につなげていきます。 	/
（公財）大野城まどかびあ、コミュニティ運営委員会、NPO法人共働のまち大野城各コミ、各区	なし	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●廃品回収や餅つき大会、運動会など、児童・生徒が地域イベントに参加し、地域住民との交流（世代間交流）が生まれています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒に継続的に地域イベントに参加してもらう仕組みづくりや、将来のコミュニティ活動の担い手としてのどのように育成していくかを検討していくことが必要です。

目的	実行プラン		プラン内容	取組形態	担当課	
パートナーシップの構築	4 多彩な市民力を活かすための仕組みづくり	③	コミュニティづくりを担う若い世代の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●若い世代（青年）自らが企画した地域独自の事業を実施することで、青年がもっている豊かで柔軟な創造性やエネルギーをまちづくりに活かすとともに、青年の地域活動への参加促進を図ります。 	市民と行政のPS	総務課
		④	「使ってちょうだいバンク」の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●従来の待ち受け型で受動的な人材バンクではなく、自ら進んで積極的に働きかける能動的な意思を持った人材の登録制度を整備します。 ●人材の循環システムとも連携して登録者を確保し、地域活動の即戦力（担い手）として多様なコミュニティ活動メニューの中で活用します。 ●バンクの運営は、データの一元化を図ったうえで、各コミュニティセンターに設置する「(仮称)パートナーシップ活動支援センター」で行います。 	市民と行政のPS	コミュニティ文化課 地域行政センター
		⑤	パートナーシップ活動を支援する制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の知恵と力を活かした地域活動の自主性及び自律性を尊重しつつ、市民主体の積極的な課題解決のための取り組みを支援し、自治力の充実を図る新たな支援体制及び制度の強化などについて検討します。 	市民と行政のPS	コミュニティ文化課 地域行政センター
		⑥	パートナーシップ活動市民提案制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ●市民のアイデアや提案をまちづくりに活かし、パートナーシップのまちづくりを推進することを目的として、市民からの提案を募集し、パートナーシップ活動として適しているものを事業化する制度について調査研究を進めます。 	市民と行政のPS	コミュニティ文化課

関連課・団体	アクション プラン	進捗 状況	現状（実績）	課 題
コミュニティ 文化課 各区	あり	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●区（自治会）によっては「おやじの会」など若い世代で構成された団体が自ら主体的にイベントなどを開催し、活発な活動を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●若い世代で構成された団体に対し、どのように（仮称）まちづくり協議会に参画してもらうか、その手法などについて検討していくことが必要です。
NPO法人共働のまち大野 城各コミ	あり	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●パートナーシップ活動支援センターで運営を開始した使ってバンク制度によって地域での助け合い活動が積極的に行われ、住民同士の繋がりが広がっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●使ってバンク制度への登録促進を図るためのさらなる周知活動が必要です。
NPO法人共働のまち大野 城各コミ	あり	完了	<ul style="list-style-type: none"> ●パートナーシップ活動支援センターの指定管理者が、コミュニティ活動応援ファンド（基金）を設置し、これを活用したコミュニティ活動団体に対する助成事業を平成 25 年度から（モデル事業期間含む。）実施し、コミュニティ活動の活性化と地域における課題解決力の向上を図っています。 ●コミュニティ活動を行う団体にとって、コミュニティ活動応援ファンド制度が活用しやすい制度となるような制度改革も視野に入れ、パートナーシップ活動を支援する制度の拡充を今後も図っていきます。 	/
—	あり	完了	<ul style="list-style-type: none"> ●市民からの提案をまちづくりに活かす事業として、「共働提案事業」（モデル事業）を平成 27 年度から実施し、行政と NPO との共働による事業の実施を行い、地域課題の解決を図ってきました。 ●「市役所の仕事まかせんしゃい事業交付金」制度を構築し、各地区コミュニティ運営委員会が市からの交付金を受けて、「地域安全見守りパトロール事業」を実施しました。 ●今後、実行プランとして「共働提案事業」は継続して実施していきますが、「市役所の仕事まかせんしゃい事業交付金」制度については、まちづくり活性化交付金制度の創設との統合を検討するなど、市の助成制度のあり方を検討し、コミュニティ活動団体にとって利用しやすい助成制度の確立を目指すこととします。 	/

目的	実行プラン		プラン内容	取組形態	担当課
パートナーシップの構築	5 市の推進体制整備のための仕組みづくり	① 市の組織体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●パートナーシップのまちづくりを総合的、かつ全庁的に進めるため、組織及び庁内関係部署を横断的に連携した推進体制について検討します。 	行政主体	コミュニティ文化課
		② (仮称) パートナーシップ活動支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ●以下のことについて検討を進めます。 ・パートナーシップのまちづくりを進めるうえでの課題などについて、市民からの相談を受け、アドバイスなどを行う窓口機能を持つ「(仮称) パートナーシップ活動支援センター」をコミュニティセンター（地域行政センター）内に設置。 ・コミュニティセンター（地域行政センター）の組織機能強化の一環として、センター内に専従組織（パートナーシップ活動支援センター担当）及びパートナーシップコーディネーターの配置 ・パートナーシップコーディネーターは、パートナーシップのまちづくりの専門員として、コミュニティ活動のコーディネートや活動団体の連絡・調整などの支援。 	行政主体	コミュニティ文化課 地域行政センター
		③ コミュニティ広場機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●多様でより活発なコミュニティ活動を促進することを目的に、市民の交流やネットワークづくりのイベントなど、市民アイデアをもとに多目的に活用する「コミュニティ広場」を各地区コミュニティに確保します。 ●コミュニティ広場の確保は、コミュニティセンターに隣接または近接する公園などの公共施設を活用し、施設管理権限などは、コミュニティセンター（地域行政センター）に移譲します。 	行政主体	コミュニティ文化課 地域行政センター
		④ (仮称) まちづくりパートナー基金の創設	<ul style="list-style-type: none"> ●パートナーシップのまちづくり活動を、安定的に支援するための財源確保を目的とした基金の設置を検討します。 ●税制改正（ふるさと納税）の動向や本市の実情と市民の意思の反映などを考慮して検討します。 ●基金制度の検討にあたっては、庁内関係課による「(仮称) まちづくりパートナー基金」の検討ワーキンググループを設置し、基金の制度設計及び条例案などの検討を行います。 	行政主体	自治戦略課

関連課・団体	アクション プラン	進捗 状況	現状（実績）	課 題
—	なし	完了	<ul style="list-style-type: none"> ●市職員やコミュニティ担当職員を対象に市民と行政による共働のまちづくりをテーマとした研修会を実施し、共働意識の向上を図ってきました。 ●特にコミュニティ担当職員は、市役所内における共働推進役として、共働事業に関する制度の構築に携わるなど、市役所内で横断的な推進体制の下で共働事業に関する取り組みを実施してきました。 	
—	あり	完了	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 23 年度にパートナーシップ活動支援センターをコミュニティセンター内に設置し、施設の管理運営や中間支援に関する事業を指定管理業務※として、施設の指定管理者が実施しています。 ●実行プランとしては、コミュニティ構想の見直しに伴い完了としますが、今後もパートナーシップ活動支援センターの強化を図り、中間支援組織としてのパートナーシップ活動支援センターの組織強化を図っていくこととします。 	
NPO法人共働のまち大野 城各コミ コミュニティ 運営委員会	なし	完了	<ul style="list-style-type: none"> ●つつじヶ丘近隣公園、三兼池公園、光ヶ丘近隣公園、仲畑中央公園の貸出受付業務をコミュニティセンターの指定管理者に委託し、市民サービスの向上を図りました。 	
関係各課	なし	完了	<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりパートナー基金を創設し、共働提案事業やコミュニティ協議会運営交付金などの共働事業に活用しています。 ●今後は、基金の効率的な運用のあり方と基金の対象とする事業の見直しなどを行っていきます。 	

目的	実行プラン		プラン内容	取組形態	担当課
パートナーシップの構築	6 多様な職員力を活かすための仕組みづくり	① 市職員を対象とした研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● パートナーシップのまちづくりに対する職員の意識改革を進め、具体的な行動につなげていくことを目的とした研修を実施します。 ● 市民とのコミュニケーション能力向上のため、実際にまちづくり活動の現場に入り体験する「(仮称)地域活動インターンシップ※研修(実地研修)」についても検討します。 	行政主体	コミュニティ文化課 総務課
		② パートナーシップのまちづくり職員サポートチーム制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ● 全市職員を対象にした「パートナーシップのまちづくり職員サポートチーム制度」を創設し、パートナーシップのまちづくりに全庁的に取り組み支援する体制を整備します。 ● 地区コミュニティごとに編成し、自主的またはコミュニティ協議会などからの要請に応じて、通常の職務以外に地域のまちづくり活動に参加・協力するものとします。 ● 市職員が持つ知識やスキルを地域支援に活かせるよう専門性に配慮した編成とします。 	行政主体	コミュニティ文化課

関連課・団体	アクション プラン	進捗 状況	現状（実績）	課 題
—	あり	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●パートナーシップによるまちづくりを進めるため、共働に関する職員研修や新規採用職員のみを対象とした研修会を実施しています。 ●地域活動インターンシップ研修制度を構築し、区（自治会）に平成25年度から入庁3～5年の職員を派遣している。平成27年度からは入庁10年前後の職員と入庁5年前後の職員を各1名ずつペアにして、区（自治会）に派遣を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の共働に対する理解が高いとは言えないため、継続した研修などが必要です。
—	あり	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ担当職員制度を設け、コミュニティ施策の制度設計などに携わってもらい、共働への理解も同時に深めています。 ●職員の任意のボランティアグループである職員コミュニティ隊を結成し、コミュニティ活動に参加・参画しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ担当職員の任期満了後の活用や職員コミュニティ隊の活用について再検討を行うことが必要です。

目的	実行プラン	プラン内容	取組形態	担当課	
都市内分権の推進	①	7 コミュニティ分権の推進（コミュニティ協議会の設置） コミュニティ分権の推進（コミュニティ協議会の設置）	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ協議会制度への移行は、現運営組織（コミュニティ運営委員会）を始めとした関係者の理解を得ながら進める必要があります。そのためには、モデル事業の実施など実践的な取り組みを踏まえた検証を行いながら、段階的に組織転換を進めます。なお、制度移行にあたっては、多様な制度上の事例研究と問題点の検証を行う必要があることから、全コミュニティで情報を共有しながら横並びで進めることを基本とします。 ●短期目標 〔意識醸成期〕 <ul style="list-style-type: none"> ・実行プランの「1. パートナーシップ意識の普及・啓発のための仕組みづくり」で示した事業に取り組み、「パートナーシップで自治力みなぎるコミュニティ」という構想の理念と方向性の共有を図り、市民意識の醸成を進めます。 〔導入準備期〕 <ul style="list-style-type: none"> ・市民意識の醸成度合いを見ながら、適時コミュニティ協議会発足のための市民組織である「コミュニティ協議会設立準備委員会」を、多様な主体の参加を前提に各地区コミュニティに設置します。 ・現運営組織であるコミュニティ運営委員会の業務は、準備委員会が引き継ぎます。 ・各地区コミュニティに準備委員会が設置された段階で、相互の連絡・調整や情報交換などを行うための「コミュニティ協議会準備委員会連絡会」を設置します。 ●中期目標 〔制度検証期〕 <ul style="list-style-type: none"> ・準備委員会において、コミュニティ協議会制度への移行を前提として、地区内の課題を把握・整理します。 ・地区内の課題解決のために、どのようなまちづくり活動（解決策）を地域主体で実施できるかを検討し、取り組むべき順位を決定します。 ・準備委員会で決定した優先順位にもとづき、「パートナーシップ活動支援制度（実行プランの4-⑤）」を活用して、モデル事業を実施します。 ・実施したモデル事業の結果を検証し、問題点の把握と必要な見直しを行います。 〔制度構築期〕 <ul style="list-style-type: none"> ・実施したモデル事業の結果を踏まえて、コミュニティ協議会に移行するにあたっての組織体制、運営方法など、コミュニティ協議会のより良いかたちを整理し、組織規程、運営規程、スタッフの募集方法など、コミュニティ協議会設立のために必要な事項を決定します。 ・決定した所定の手続きに基づき、役員、スタッフなどの選任を行い、コミュニティ協議会を設立します。 ●長期目標 〔移行完了期〕 <ul style="list-style-type: none"> ・設立したコミュニティ協議会が、地域行政センターとの連携により、地域のまちづくり活動を主体的に担います。 ・全コミュニティにコミュニティ協議会が設置された段階で、設立準備連絡会をコミュニティ連絡協議会に改組します。 	市民と行政のPS	コミュニティ文化課 地域行政センター

関連課・団体	アクション プラン	進捗 状況	現状（実績）	課 題
	なし	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ運営委員会をコミュニティ協議会に発展させる考え方に基づいた協議会となっていないのが現状です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ協議会のあり方について再検討が必要であることから、（仮称）まちづくり協議会の設立が必要です。
コミュニティ 運営委員会	あり	完了	<ul style="list-style-type: none"> ●市民意識醸成のためにコミュニティ構想に関する情報発信ツールとしてダイジェスト版の全戸配付などを実施済みです。 ●コミュニティ構想ダイジェスト版を活用し、区（自治会）や隣組などで啓発を目的とした講座を実施済みです。 ●コミュニティ協議会を各地区コミュニティに設置済みです。 	/
コミュニティ 協議会	あり	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ協議会を設置しているが、コミュニティ構想と新しいコミュニティのかたちアクションプランのコミュニティ協議会の構成員が異なります。 ●地域課題を把握・整理し、解決すべき課題の優先順位を決定しているのは中央地区コミュニティのみです。 ●コミュニティ活動応援ファンド事業の実施はパートナーシップ活動支援センターが実施しており、コミュニティ協議会では助成事業を実施していません。 	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ協議会のあり方について再検討が必要であることから、（仮称）まちづくり協議会の設立が必要です。 ●地域課題の把握ができていない地区があるため、早期に地域課題の把握を行うことが必要です。
	あり	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のまちづくりの主体となっているのはコミュニティ運営委員会とパートナーシップ活動支援センターです。 ●上記2の組織に地域行政センターを加え、三者の総合調整などを行う機関として、コミュニティ協議会が設置されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ協議会のあり方について再検討が必要であることから、（仮称）まちづくり協議会の設立が必要です。

目的	実行プラン		プラン内容	取組形態	担当課
都市内分権の推進	8 行政内分権の推進（地域行政センターの設置）	① 行政内分権の推進（地域行政センターの設置）	<ul style="list-style-type: none"> ●「市民のための決定は、市民により近いところで行われる。」を基本とした市民に身近な行政機能の確立を目標として進めます。 	行政主体	コミュニティ文化課 地域行政センター
			<ul style="list-style-type: none"> ●短期目標 <ul style="list-style-type: none"> ・市民に身近な行政機能の確立のため、地域行政センターに移譲する権限や予算、また、行政サービスのワンストップ化をめざして地域行政センターが提供する事務について、検討を行ないます。 ・組織体制の整備及び事務スペース確保などの検討を進めます。 ・上記の検討結果を受け、段階的に権限と事務の移譲を行います。 		
			<ul style="list-style-type: none"> ●中期目標 <ul style="list-style-type: none"> ・権限及び事務の移譲と並行して、それを担う地域行政センターの組織体制についての再検討を行い、組織強化（所管事務量に応じた適正な人員配置など）を進めます。 ・地域行政センターの組織及び所管業務に応じて、事務所スペースなどの確保を行い、組織体制の整備及びコミュニティ協議会の組織化に合わせて、必要となるスペース確保など所要の施設整備を進めます。 		
			<ul style="list-style-type: none"> ●長期目標 <ul style="list-style-type: none"> ・地域行政センターとして、運営を開始します。 		

関連課・団体	アクション プラン	進捗 状況	現状（実績）	課 題
—	あり	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●地域行政センターを1つの課として位置付け、コミュニティセンター内に設置しています。 ●平成28年度から指定管理業務を地域行政センターに事務移譲するなど、行政内分権を推進していますが、コミュニティ分権の推進役としての役割が十分に発揮できていない状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域行政センターのまちづくりに関する役割が少なかったことから、平成28年度からの指定管理業務の事務移譲により行政内分権を推進していくこととなりますが、コミュニティ施策を実施する部署同士の連携が大きな鍵を握ります。 ●地域行政センターのコミュニティ施策に対する関わり方がコミュニティ分権を推進するうえで非常に重要となってくるため、その業務のあり方や職員の考え方の統一化を図り、同じ方向を向いて進んでいく必要があります。

目的	実行プラン		プラン内容	取組形態	担当課
構想の推進	9 (仮称)コミュニティ連絡協議会の設置	①	(仮称)コミュニティ連絡協議会の設置 <ul style="list-style-type: none"> ●4つのコミュニティ運営委員会(コミュニティ協議会)、行政(コミュニティセンター)、パートナーシップ活動アドバイザー会議のメンバーが構成員となった「(仮称)コミュニティ連絡協議会」を設置します。 ●協議会では、パートナーシップによるまちづくりについての意見交換、情報の共有や相互の連携・調整を図るための場とします。 	市民と行政のPS	コミュニティ文化課 地域行政センター
		②	(仮称)パートナーシップ活動アドバイザー会議の設置 <ul style="list-style-type: none"> ●専門的な立場から、パートナーシップによるまちづくりに対するアドバイスを行うとともに、行政に対しては、コミュニティ構想の進捗状況や成果などをチェックし、評価を行う第三者機関として、「(仮称)パートナーシップ活動アドバイザー会議」を設置します。 ●会議のメンバーとしては、まちづくり活動経験のある市民、学識経験者、コンサルタントなど、経験や専門的な知識からのアドバイスなどができるメンバーとします。 	市民と行政のPS	コミュニティ文化課
		③	構想の推進を担保する条例の検討 <ul style="list-style-type: none"> ●市民と行政がそれぞれの特徴を活かし、役割分担を明確にしながら、互いが対等のパートナーシップによるまちづくりを進めるために、各地区のコミュニティ協議会の位置づけや、市民・企業・行政の役割などについて調査研究を行い、条例の必要性についても検討します。 ●条例を制定する場合は、行政の過度な関与がないように配慮するとともに、市民の意見を取り入れるため、市民参加による「(仮称)コミュニティ活動推進条例検討委員会」を設置します。 	市民と行政のPS	コミュニティ文化課
		④	財政的な調整(地域活動統合補助金制度の見直し) <ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ運営委員会に交付している統合補助金については、奨励的・助成的なものから、地域の課題解決に対して自主的・効果的な使い方ができるように見直しを行います。 	行政主体	コミュニティ文化課

関連課・団体	アクション プラン	進捗 状況	現状（実績）	課 題
コミュニティ 運営委員会	なし	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●4つのコミュニティ運営委員会、パートナーシップ活動支援センター、地域行政センターが集まる協議会は設置していない状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●（仮称）まちづくり協議会を設立するため、今後は（仮称）4地区まちづくり協議会連絡会議の設置が必要です。
—	あり	継続	<ul style="list-style-type: none"> ●各種事業が本格実施に移行、または制度設計が終わっていない事業の制度化が図られてからの実施が望ましいため、現在はコミュニティ施策アドバイザーを設置し、コミュニティ施策の制度設計などの一助としています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●アドバイザーを有効活用し、コミュニティ施策の推進をさらに促進させ、早期にアドバイザー会議を設置できる状態にすることが必要です。
地域行政セン ター 各実施主体	あり	完了	<ul style="list-style-type: none"> ●平成20年度のコミュニティ構想の策定に伴い、平成22年度にコミュニティ条例を制定しました。 ●今後はこのコミュニティ構想の見直しに伴い、条例の必要な改正を行っていきます。 	
財政課 コミュニティ 運営委員会	なし	完了	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ運営委員会に交付している地域活動統合補助金は、地域課題解決のために活用するために、補助金の使途が定められている制度となっています。 ●今後は、地区コミュニティのまちづくりを（仮称）まちづくり協議会が中心となって行うことから、（仮称）まちづくり協議会を対象に交付する「コミュニティ別まちづくり計画策定支援交付金」や「まちづくり活性化交付金」の創設を行う中で検討します。 	

IV. コミュニティ構想 ver.2 (みんなが主役のまちづくり編) 策定の検討経過

年	月	行政関係	市民参加関係
H28	4	<ul style="list-style-type: none"> ○旧構想実行プランの進捗確認及び検証 ○第1回コミュニティ担当職員会議 	
	6	<ul style="list-style-type: none"> ○パートナーシップのまちづくり市民アンケート調査実施 ○第1回コミュニティ推進会議 ○第2回コミュニティ担当職員会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○パートナーシップのまちづくり市民アンケート調査実施
	7	<ul style="list-style-type: none"> ○パートナーシップのまちづくり市民アンケート調査報告書作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ構想見直しに向けた第1回NPO法人共働のまち大野城中央コミとの意見交換会 ○コミュニティ構想見直しに向けた第1回NPO法人共働のまち大野城南コミとの意見交換会 ○コミュニティ構想見直しに向けた第1回NPO法人共働のまち大野城東コミとの意見交換会
	8	<ul style="list-style-type: none"> ○先進事例調査 (広島県福山市・呉市) 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ構想見直しに向けた第1回NPO法人共働のまち大野城北コミとの意見交換会 ○コミュニティ構想見直しに向けた第1回東地区コミュニティ運営委員会との意見交換会 ○コミュニティ構想見直しに向けた第1回北地区コミュニティ運営委員会との意見交換会 ○コミュニティ構想見直しに向けた第1回南地区コミュニティ運営委員会との意見交換会 ○コミュニティ構想見直しに向けた第1回中央地区コミュニティ運営委員会との意見交換会
	9		<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ構想見直しに向けた第2回東地区コミュニティ運営委員会との意見交換会 ○コミュニティ構想見直しに向けた第2回中央地区コミュニティ運営委員会との意見交換会

年	月	行政関係	市民参加関係
H28	10		<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ構想見直しに向けた第2回南地区コミュニティ運営委員会との意見交換会 ○コミュニティ構想見直しに向けた第2回北地区コミュニティ運営委員会との意見交換会
	12	○コミュニティ推進委員・コミュニティ担当職員合同意見交換会 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ構想見直しに向けた第1回東地区コミ運・NPO合同意見交換会 ○コミュニティ構想見直しに向けた第1回北地区コミ運・NPO合同意見交換会 ○コミュニティ構想見直しに向けた第1回南地区コミ運・NPO合同意見交換会 ○コミュニティ構想見直しに向けた第1回中央地区コミ運・NPO合同意見交換会
H29	1	○コミュニティ推進委員・コミュニティ担当職員合同意見交換会 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ構想見直しに向けた第2回南地区コミ運・NPO合同意見交換会 ○コミュニティ構想見直しに向けた第2回中央地区コミ運・NPO合同意見交換会 ○コミュニティ構想見直しに向けた第2回東地区コミ運・NPO合同意見交換会
	2	○新構想素案に対する 庁内意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ構想見直しに向けた第2回北地区コミ運・NPO合同意見交換会 ○新構想素案に対する南地区コミ運・NPO意見聴取 ○新構想素案に対する中央地区コミ運・NPO意見聴取 ○新構想素案に対する東地区コミ運・NPO意見聴取 ○新構想素案に対する北地区コミ運・NPO意見聴取
	3	○新構想案の公表 (区長会、市議会含む)	

※表内の「コミ運・NPO合同意見交換会」は、コミュニティ運営委員会とNPO法人共働のまち大野城各コミを対象に実施した意見交換会のことを表しています。

コミュニティ構想 ver.2 (みんなが主役のまちづくり編)

平成 29 年 3 月改訂
福岡県大野城市
地域創造部コミュニティ文化課